

2.26 環境基本法

2.26.1 判定基準

- (4)-ア 環境基本法（平成5年 法律第91号）第16条第1項の規定による環境上の条件についての基準であって、大気の汚染（光化学オキシダントに関するものを除く。）、水質の汚濁（大腸菌群数に関するものを除く。）又は騒音に係るものが確保されていない地域が存在すると判断され、かつ、当該第2種事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

表 2.26-1 環境基本法 第16条第1項

第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2.26.2 判定資料及び文献

- ・大気：「令和3年版 長野県環境白書」（令和4年3月 長野県環境部環境政策課）
「令和2年度大気汚染等測定結果」（令和4年3月 長野県環境部水大気環境課）
- ・水質：「令和2年度 水質測定結果」（令和3年12月 長野県環境部水環境大気課）
- ・騒音：「環境展望台 自動車騒音の常時監視結果」
(国立環境研究所ホームページ 閲覧：令和4年4月)

2.26.3 判定結果

対象事業実施区域は長野県南佐久郡南牧村地内に位置し、令和2年度に長野県が実施した大気汚染調査及び水質調査の結果、環境上の条件に対する基準を満たしている。また、騒音に係るものについては確保されている。これらの理由により、判定基準に該当しない。

【判定概要】

・大気汚染について

対象事業実施区域及びその周辺において大気測定調査の結果はなく、長野県による令和2年度の一般環境大気測定局16局及び自動車排出ガス測定局7局の測定結果は、全ての測定局で光化学オキシダントを除くすべての物質の測定結果は環境基準に適合している。また、一般環境中及び産業廃棄物焼却施設周辺の大気の大気ダイオキシン類濃度についての調査でも、全地点で環境基準に適合している。

・水質汚濁について

対象事業実施区域及びその周囲において水質の汚濁状況を把握する調査結果はなく、対象事業実施区域最寄りの水質調査地点「信濃川上流(1)臼田橋」の令和2年度の水質測定によれば、健康項目では環境基準に適合している。生活環境項目では、pHが環境基

準に適合していない値があったが、その内訳をみると、年12回の測定のうち非適合となったのは1回のみであったことから、環境基準は確保されていると考えられる。

- ・騒音について

対象事業実施区域及びその周辺において騒音測定調査の結果はなく、長野県による令和2年度の自動車騒音常時監視によれば、一般国道141号における騒音に係る環境基準は達成されており、騒音に係る環境条件は確保されている。

第5章 大気環境等の保全



第1節 清浄な大気と良好な地域の生活環境の保全

現状と課題

清浄な大気環境を保全し、人々の健康被害を未然に防ぐためには、大気汚染の状況を常時監視するとともに、発生源となる工場や事業場からのばい煙*や有害大気汚染物質などの有害物質の排出について、規制が遵守されるよう監視指導を行うことが重要です。また、微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントについて、県外からの移流など広域的な大気汚染が問題となっています。引き続き県内の大気汚染状況について監視を続けるとともに、県内外の大気汚染発生源からの影響に対応していく必要があります。

また、騒音・振動・悪臭は、主に人の感覚に関わる問題であるため、良好な生活環境を保全する上での課題となっています。近年、それぞれの苦情件数は増加傾向にあり、引き続き防止対策が必要となっています。

施策の展開

1 大気環境の保全

- 大気汚染に係る環境基準は、水質汚濁に係る環境基準と同様に、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で目標値となっています。環境基準の達成状況などを監視するために、令和2年度は、一般環境大気測定局16局（うち4局は長野市が設置）、自動車排出ガス測定局5局（うち2局は長野市が設置）の固定局、移動コンテナ局2局及び大気環境測定車で大気を測定しました。各測定局の測定結果は大気汚染が著しくなった場合に必要措置をとるため、大気常時監視オンラインシステムによりリアルタイムに収集しており、固定局の測定結果（速報値）は、一般公開しています。また、有害大気汚染物質については、一般環境大気5測定局（うち1局は長野市が設置）及び沿道1測定局（長野市が設置）において測定を実施しました。令和2年度は、全ての測定局で光化学オキシダントを除く全ての物質について環境基準を達成しました。
- 県内15ヶ所で光化学オキシダント濃度を24時間連続して監視しています。濃度が基準値を超え、気象状況などからその状態が継続して認められる場合には、県内10地域ごとに注意報を発令しますが、令和2年度は注意報を発令する状況はありませんでした。また、昼間の濃度別の測定時間の割合で見ると、1時間値が0.06ppm（環境基準）以下の割合は98.3%でした。
- ばい煙発生施設や一般粉じん*発生施設などの大気汚染物質の発生源に対し、令和2年度は915件の立入検査を実施し、13件の改善措置等の指導を行いました。
- 県内に移流する大気汚染物質の削減に向けて、本県を含めた関東地域17都県市が参画する関東地方大気環境対策推進連絡会微小粒子状物質調査会議において、広域的な連携による微小粒子状物質（PM2.5）の発生源寄与の解明を進めました。
- 地域間をつなぐ道路の整備や渋滞対策等の推進により、自動車交通を円滑するとともに、稼働率の高い商用車への次世代自動車の普及を促進するなど、走行時の環境負荷が低い交通手段への転換を効果的に促進し、大気汚染物質の発生抑制に取り組みました。

第2節 化学物質による環境汚染の防止と対策

現状と課題

原材料や製品など様々な形で流通している化学物質は数万種類と言われ、日常生活や事業活動を通じて、多くの化学物質が利用され、排出されています。それらの化学物質の中には、健康や生態系に影響を及ぼすおそれのあるものもあります。将来にわたり、県民の健康を守り、環境を保全するために、引き続き廃棄物焼却炉などの排出源対策や環境中の濃度の実態把握を進める必要があります。

施策の展開

1 ダイオキシン類対策

- ダイオキシン類による環境汚染及び人体への影響を防止するため、県では「環境調査」「排出抑制の推進」を実施しました。一般環境中の、大気、土壌、河川・湖沼の水質、底質及び地下水について計 11 地点、産業廃棄物焼却施設周辺の 11 地点でダイオキシン類の濃度について調査を行い、全地点で環境基準を満たしていることを確認しました。
- また、廃棄物焼却施設の排ガス行政検査を 4 件行い、ダイオキシン類の濃度が環境基準を満たしていることを確認しました。
- 市街地における常時監視や産業廃棄物焼却施設周辺調査の調査結果を公表するとともに、ダイオキシン類に関する基礎知識や、ダイオキシン類対策の取組などについて、広報誌やインターネット、出前講座などを通じて情報を提供しました。今後も様々な媒体を活用し、情報提供を行ってまいります。

2 その他の化学物質対策

- PRTR^{*}制度による令和元年度排出量などの届出を行った県内事業所数は 1,097 件（全国 33,318 件の 3.3%）で、118 種類（全国 433 種類）の化学物質について届出がありました。また、事業所から届出のあった化学物質の総排出量は、約 1,600t（全国約 14 万 t の 1.1%）、総移動量は約 940t（全国約 24 万 t の 0.4%）でした。また、国が推計した県内の届出対象外の事業場や、家庭、自動車などからの届出外排出量は、約 4,200t（全国約 21 万 t の 2.0%）でした。
- また、この届出により県内の大気への排出量の多いトルエン、ジクロロメタン、キシレン、トリクロロエチレン及びエチルベンゼンについて大気環境中の濃度を把握するための調査を行いました。（表 2-5-7）

表 2-5-7 化学物質排出把握管理促進法関連環境調査物質の検出状況（令和 2 年度）（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

測定局(所在地)	トルエン	ジクロロメタン	o-キシレン	m,p-キシレン	トリクロロエチレン	エチルベンゼン
上田局(上田市)	2.2	0.80	0.32	0.40	0.56	0.86
諏訪局(諏訪市)	1.5	1.6	0.20	0.34	1.3	0.38
伊那局(伊那市)	1.6	0.67	0.23	0.29	0.45	0.50
松本局(松本市)	1.9	1.0	0.22	0.29	0.28	0.44

(注) 測定値は年平均値

(資料：水大気環境課)

- 環境省が実施する化学物質環境実態調査を受託し、未規制化学物質の分析法の開発や環境中の化学物質の濃度実態の調査をしています。調査結果は、環境省から公表されるとともに、内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）の解明など種々の対策に幅広く有効に活用されます。内分泌かく乱化学物質とは、生体内に入ってからホルモンのような影響を与える化学物質で、国において総合的調査・研究が行われています。その作用メカニズムについては、科学的に十分解明されていませんが、県もこれらの調査・研究に協力するとともに、情報の収集・整理を行い、県民の皆さんへ情報提供を行ってまいります。

第1章 大気測定の結果

I 大気測定結果の概要

1 概況

大気汚染物質には、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントなどがある。これらの大部分は、工場・事業場等の活動に伴い排出されるばい煙や自動車排出ガスなどが排出源であり、大気中の濃度が高くなると人の健康や生活環境に被害をもたらす場合がある。

このため、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、大気汚染に係る環境基準が、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント及び微小粒子状物質の6物質について全国一律に定められている。

これらの大気汚染物質について、令和2年度は一般環境大気（通常人が居住する地域）を16測定局で、道路周辺大気（自動車からの排ガスの影響が大きいと考えられる地点）を5測定局で、大気汚染防止法に基づく常時監視を実施した。

その結果、一般環境大気では、二酸化硫黄（8局）、二酸化窒素（13局）、浮遊粒子状物質（10局）及び微小粒子状物質（7局）について全ての有効測定局で長期的評価による環境基準を達成した。光化学オキシダントは、15測定局の全ての有効測定局で環境基準非達成となったが、注意報を発令する状況には至らなかった。

道路周辺大気では、二酸化窒素（4局）、浮遊粒子状物質（4局）、一酸化炭素（2局）及び微小粒子状物質（4局）について全有効測定局で長期的評価による環境基準を達成した。

大気汚染物質の過去10年間の推移を年平均値で見ると、一般環境大気では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質はゆるやかな減少傾向にあり、光化学オキシダントはおおむね横ばいの傾向を示した。道路周辺大気では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素及び微小粒子状物質はいずれもゆるやかな減少傾向を示した。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、令和2年度は県内2地点（1地点は長野市が測定）において成分測定を実施した。4季節（長野市にあっては夏季及び冬季の2季）において各2週間試料採取及び質量濃度を測定し、各日（長野市にあっては採取期間中、高濃度となった2日分）のイオン成分、金属成分、炭素成分について成分組成を測定した。

有害大気汚染物質については、大気汚染防止法に基づき大気の汚染状況を常時監視しており、ベンゼン、トリクロロエチレンなど21物質の濃度測定を実施した。令和2年度は6測定局で測定を行い、環境基準又は指針値の設定されている15物質について、全ての測定局で環境基準又は指針値を達成した。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）に基づく届出されている物質のうち、大気への排出量が多い物質については、平成21年度から測定を開始し、令和2年度は4地点で濃度測定を実施した。

酸性雨調査については、令和2年度は4地点で測定を実施し、全県平均値はpH 5.39、pHの範囲は4.66～6.54であり、過去5年間でおおむね横ばい傾向を示した。

アスベスト環境モニタリング調査については、平成18年度から実施しており、令和2年度は13地点で年2回測定を実施した。

ダイオキシン類については、大気中のダイオキシン類の濃度を把握するため、令和2年度は一般環境6地点、産業廃棄物焼却施設等の周辺12地点で環境調査を実施し、全ての地点で環境基準を達成した。

2 大気常時監視

(1) 測定地点及び測定項目

令和2年度大気測定計画に基づき、一般環境大気及び道路周辺大気の常時監視を実施した。測定地点及び測定項目は表1、測定地点図は図1のとおりである。

表1 大気常時監視の測定地点及び測定項目

測定の種類	区分	測定局名 (所在地)	測定項目											設置主体	
			二酸化硫黄	一酸化窒素	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	光化学オキシダント	炭化水素	微小粒子状物質	風向・風速	気温・湿度	日射量・紫外線量		
固定局	一般環境大気	環境保全研究所局(長野市)	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	県
		松本局	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	〃
		上田局		○	○	○		○			○	○			〃
		飯田局		○	○	○		○		○	○				〃
		諏訪局	○	○	○	○		○		○	○	○			〃
		須坂局						○			○				〃
		伊那局	○	○	○	○		○		○	○				〃
		大町局		○	○			○			○				〃
		佐久局	○	○	○	○		○		○	○				〃
		木曾局	○	○	○	○		○		○	○				〃
		小諸局		○	○			○			○				〃
		中野局						○			○				〃
		吉田局		○	○	○		○		○	○				長野市
		篠ノ井局	○	○	○	○		○		○	○				〃
		真島局	○	○	○	○					○				〃
	豊野局						○			○				〃	
	道路周辺大気	松本渚交差点局		○	○	○	○			○	○				県
		更埴インターチェンジ局		○	○	○				○	○				〃
岡谷インターチェンジ局			○	○	○				○	○				〃	
小島田局			○	○	○	○			○	○				長野市	
鍋屋田局					○				○	○				〃	
移動局	一般	移動コンテナ局①(軽井沢町)	○	○	○	○		○			○			県	
	道路	移動コンテナ局②(南木曾町)		○	○	○					○			〃	
		大気環境測定車(7地点)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃	
計			10	20	20	19	3	17	3	15	24	5	3		

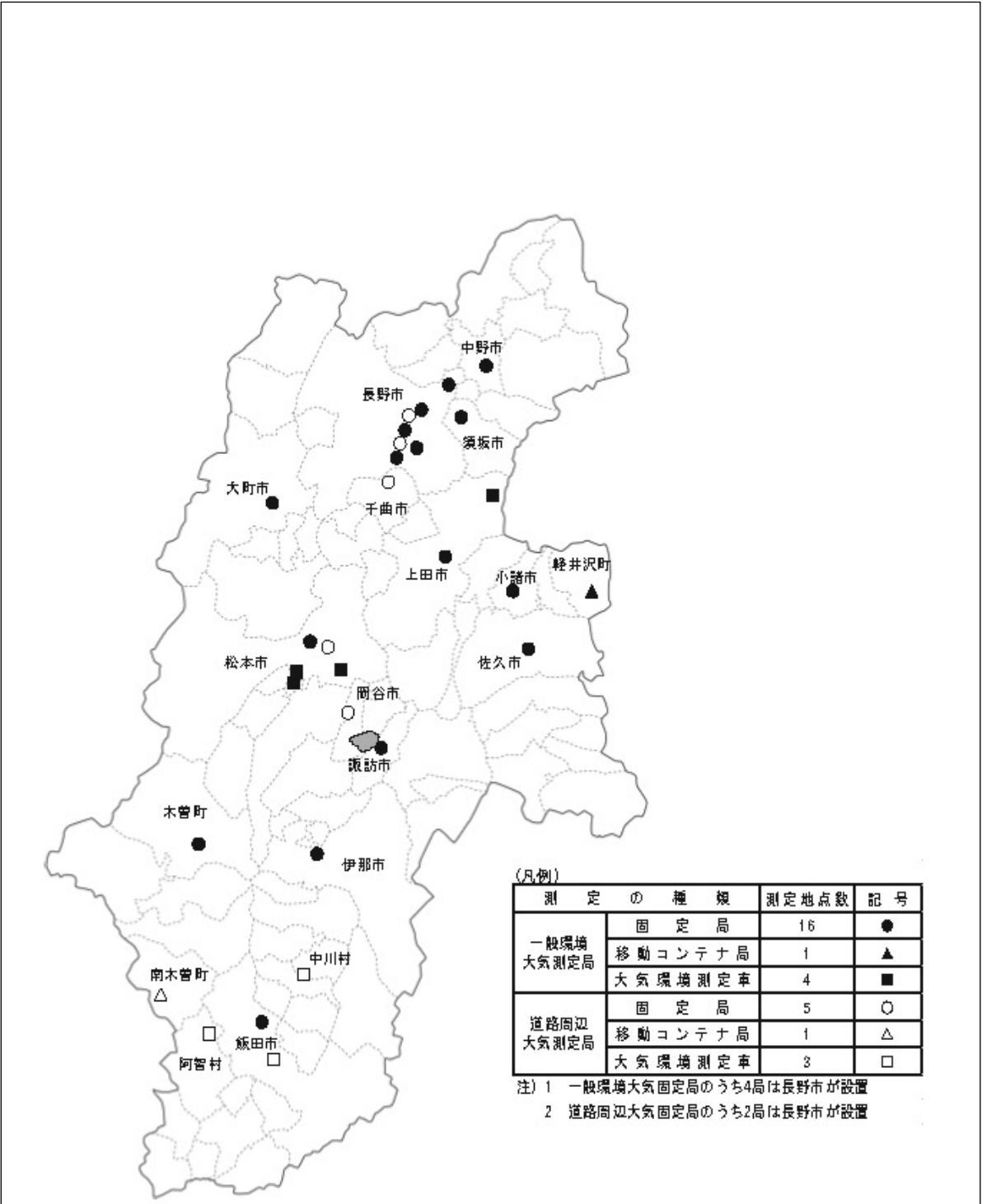


図1 大気常時監視測定地点図（令和2年度）

(2) 一般環境大気（一般環境大気測定局）

ア 環境基準達成状況

令和2年度の環境基準（長期的評価）達成状況は表2のとおりであり、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質について全有効測定局で環境基準を達成した。

一方、1時間値の年間最高値を環境基準と比較する光化学オキシダントは、15測定局の全ての有効測定局で環境基準非達成となったが、光化学オキシダント注意報を発令する状況には至らなかった。光化学オキシダントの環境基準超過日数は表3のとおりである。

表2 一般環境大気環境基準達成状況

測定局名	二酸化硫黄					二酸化窒素					浮遊粒子状物質					微小粒子状物質				
	H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2
環境保全研究所 （長野市）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
松本	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
上田						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
飯田						○	○	○	○	○										△
諏訪	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
伊那	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大町						○	○	○	○	○										
佐久	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
木曾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小諸						○	○	○	○	○										
中野						○	○	○	○		○	○	○	○						
長野市吉田						○	○	○	○	○									△	△
長野市篠ノ井	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長野市真島	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
長野市豊野						○	○	○	○											
達成状況	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	15 / 15	15 / 15	15 / 15	15 / 15	13 / 13	10 / 10	10 / 10	10 / 10	10 / 10	10 / 10	7 / 7	7 / 7	7 / 7	7 / 7	7 / 7

(表2の凡例)

測定時間数 (PM2.5は有効測定日数)	環境基準	
	達成	非達成
6,000時間以上(250日以上)	○	●
6,000時間未満(250日未満)	△(評価対象外)	

※△(評価対象外)についても、環境基準は超過していない

表3 光化学オキシダントの環境基準超過日数

測定局名	年度	H28	H29	H30	R1	R2
環境保全研究所 (長野市)		67	57	56	43	41
松本		35	41	38	43	24
上田		83	61	58	56	39
飯田		47	45	41	36	37
諏訪		49	78	37	40	34
須坂		72	71	65	49	40
伊那		58	62	34	60	40
大町		58	51	64	48	36
佐久		69	69	76	71	51
木曾		50	50	52	42	37
小諸		70	88	78	69	55
中野		60	48	57	48	39
長野市吉田		63	67	55	49	36
長野市篠ノ井		69	49	45	44	37
長野市真島		49	41	43	40	-
長野市豊野		43	31	7	32	23
平均		59	57	50	48	38

イ 大気汚染物質別の概要

(ア) 二酸化硫黄

硫黄酸化物は主に工場・事業所などで使用される重油など、硫黄分を含む燃料が燃える際に発生する。硫黄酸化物のうち二酸化硫黄について環境基準が定められている。

県内における二酸化硫黄の年平均値の推移は図2-1のとおりであり、ゆるやかな減少傾向となっている。

[環境基準達成状況] 全有効測定局で環境基準を達成した。

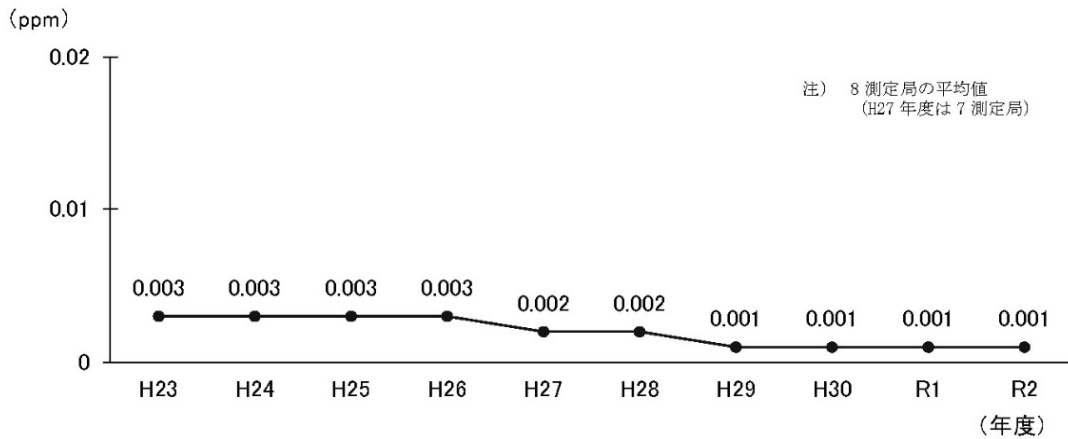


図2-1 二酸化硫黄の年平均値の推移

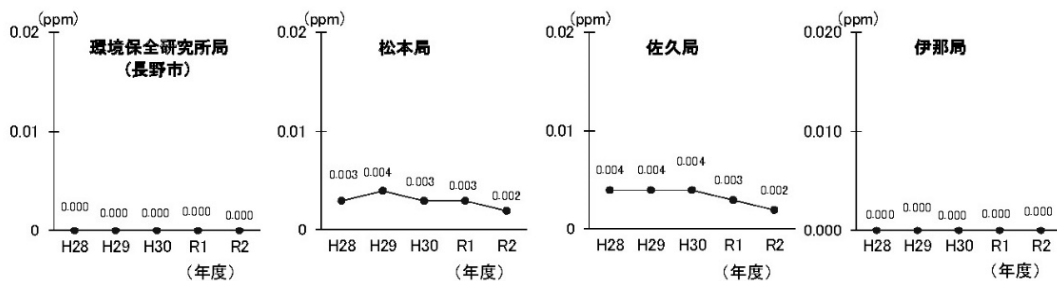


図2-2 主な測定局における二酸化硫黄の年平均値の推移

[濃度上位測定局]

年平均値及び日平均値の2%除外値の高い測定局は表4、表5のとおりである。

表4 年平均値上位測定局 (SO₂)

測定局	年平均値 (ppm)
松本局	0.002
佐久局	

表5 日平均値の2%除外値上位測定局 (SO₂)

測定局	2%除外値 (ppm)
松本局	0.004
佐久局	

(イ) 二酸化窒素

窒素酸化物は、石油などが燃えることにより発生するもので、自動車排出ガス、工場、ビル等のボイラーなどのばい煙中に含まれている。窒素酸化物のうち二酸化窒素について環境基準が定められている。

県内における二酸化窒素の年平均値の推移は図3-1のとおりであり、ゆるやかな減少傾向となっている。

〔環境基準達成状況〕 全有効測定局で環境基準を達成した。

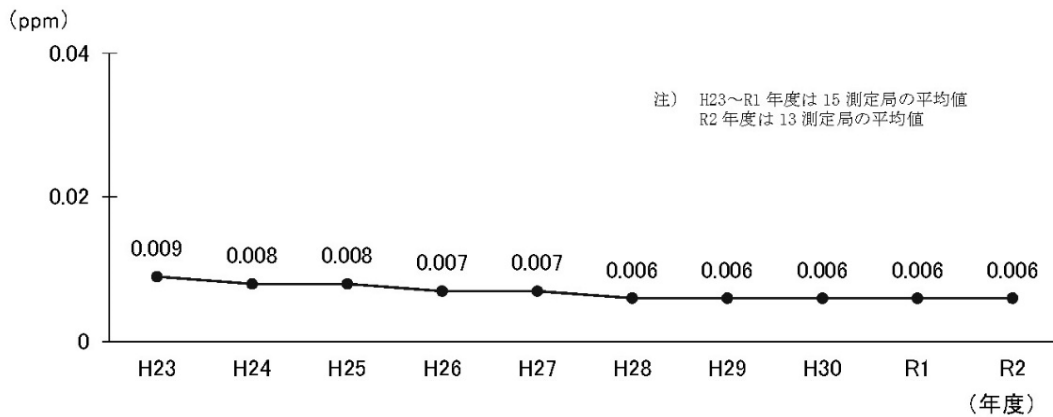


図3-1 二酸化窒素の年平均値の推移

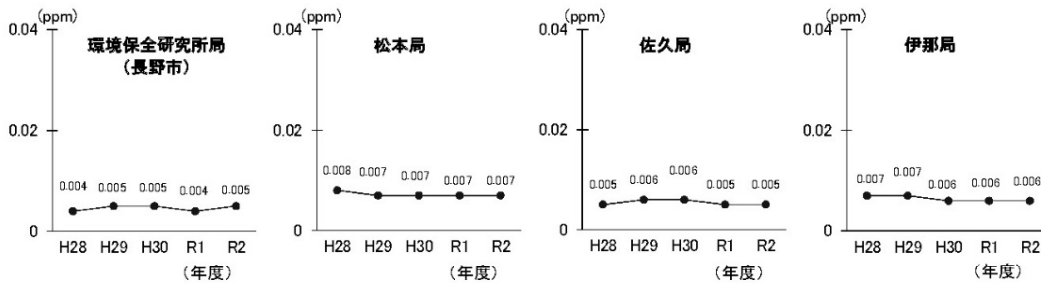


図3-2 主な測定局における二酸化窒素の年平均値の推移

〔濃度上位測定局〕

年平均値及び日平均値の年間98%値の高い測定局は表6、表7のとおりである。

表6 年平均値上位測定局 (NO₂)

測定局	年平均値 (ppm)
松本局	0.007
上田局	
真島局	

表7 日平均値の年間98%値上位測定局 (NO₂)

測定局	98%値 (ppm)
上田局	0.019
吉田局	
真島局	

(ウ) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊している粉じんのうち、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子状の物質であり、工場や自動車から発生するほか、風による土砂の巻き上げなどでも発生する。

県内における浮遊粒子状物質の年平均値の推移は図 4-1 のとおりであり、ゆるやかな減少傾向となっている。

[環境基準達成状況] 全有効測定局で環境基準を達成した。

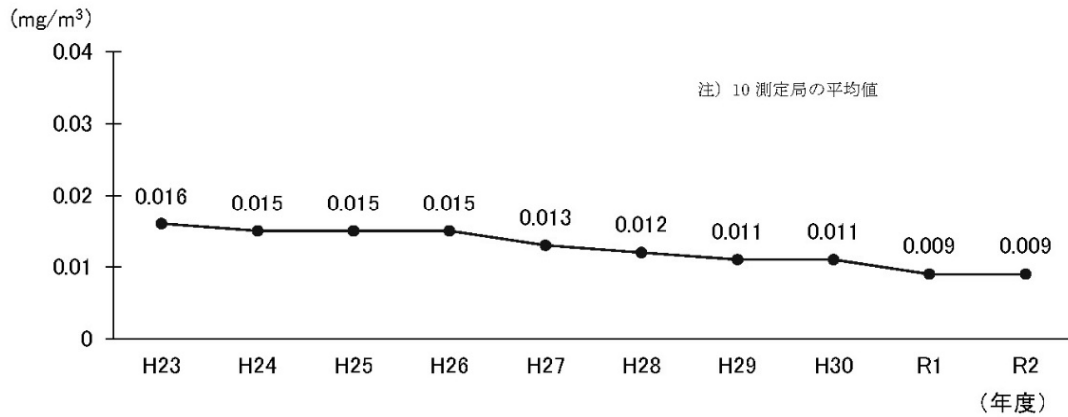


図 4-1 浮遊粒子状物質の年平均値の推移

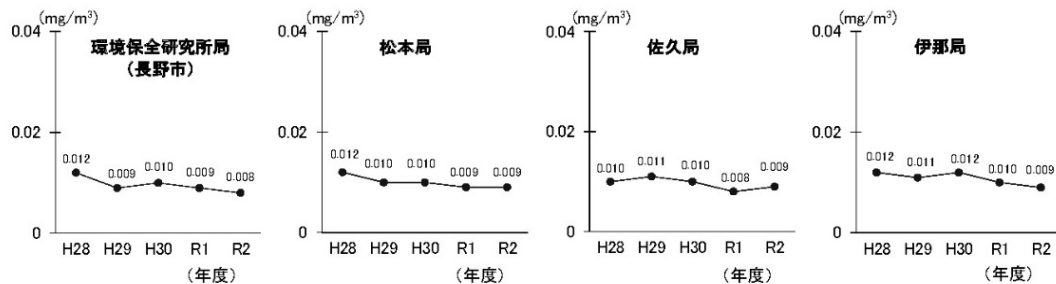


図 4-2 主な測定局における浮遊粒子状物質の年平均値の推移

[濃度上位測定局]

年平均値及び日平均値の 2% 除外値の高い測定局は表 8、表 9 のとおりである。

表 8 年平均値上位測定局 (SPM)

測定局	年平均値 (mg/m³)
上田局	0.012

表 9 日平均値の 2% 除外値上位測定局 (SPM)

測定局	2% 除外値 (mg/m³)
上田局	0.035
飯田局	

(エ) 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場や自動車から排出された窒素酸化物や揮発性有機化合物などが、太陽の紫外線を受けて大気中で光化学反応を起こし二次的に生成されるものであり、主に春季から夏季にかけて高濃度の光化学オキシダントが発生する。

県内における光化学オキシダントの昼間の年平均値の推移は図5-1のとおりであり、最近10年間でみるとおおむね横ばい傾向である。昭和53年度からの昼間の日最高1時間値の年平均値の推移は図5-3のとおりであり、全国的には徐々に増加する傾向がみられる。

また、月別の環境基準非達成の日数及び時間数の推移は図5-4のとおりであり、春季に高くなる季節的な変動が見られる。

光化学オキシダントによる健康被害を防止するため都道府県知事が発令する「光化学オキシダント注意報」については、近年全国的に発令地域が広域化する傾向にあり、平成20年5月23日には、佐久地域に県内で初めてとなる光化学オキシダント注意報を発令したが、これ以降は発令する状況はない。

長野県光化学オキシダント緊急時対策要綱は長野県公式ホームページに掲載
 長野県公式ホームページ>暮らし・環境>自然・水・大気>大気・化学物質>長野県の光化学オキシダント対策>長野県光化学オキシダント緊急時対策要綱 (PDF)

[環境基準達成状況] 全有効測定局で環境基準非達成であった。

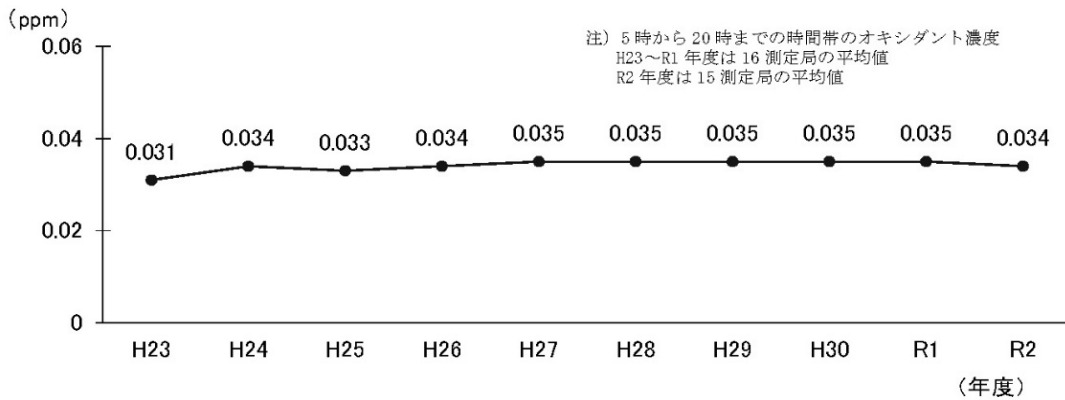


図5-1 光化学オキシダントの昼間の年平均値の推移

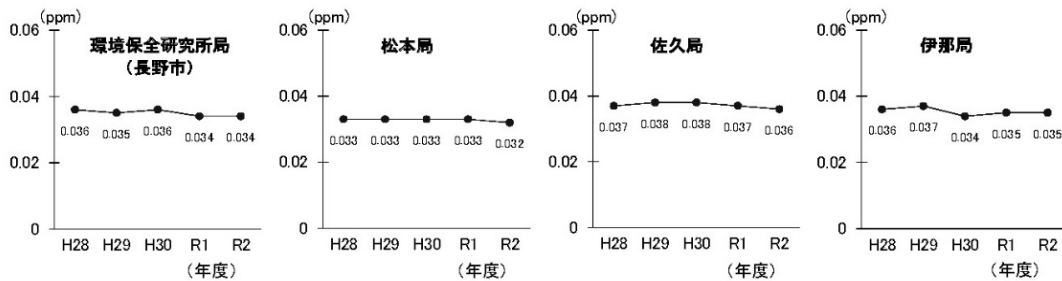


図5-2 主な測定局における光化学オキシダントの昼間の年平均値の推移

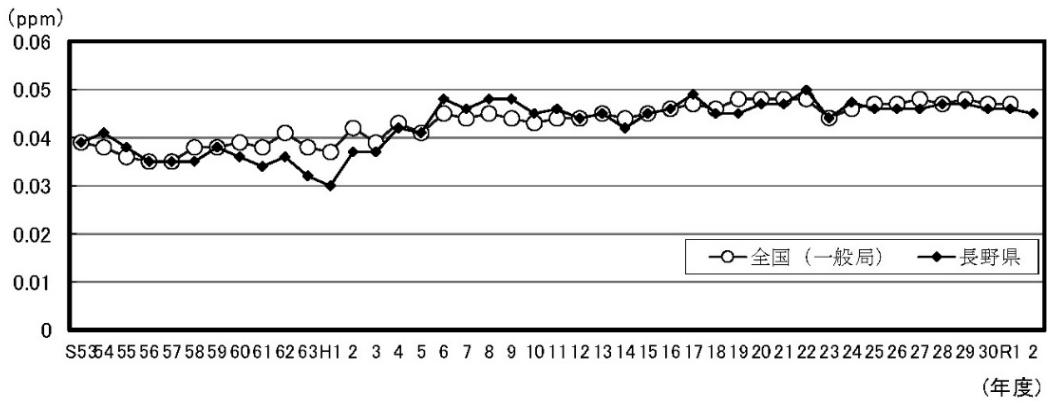


図5-3 光化学オキシダントの昼間の日最高1時間値の年平均値の推移

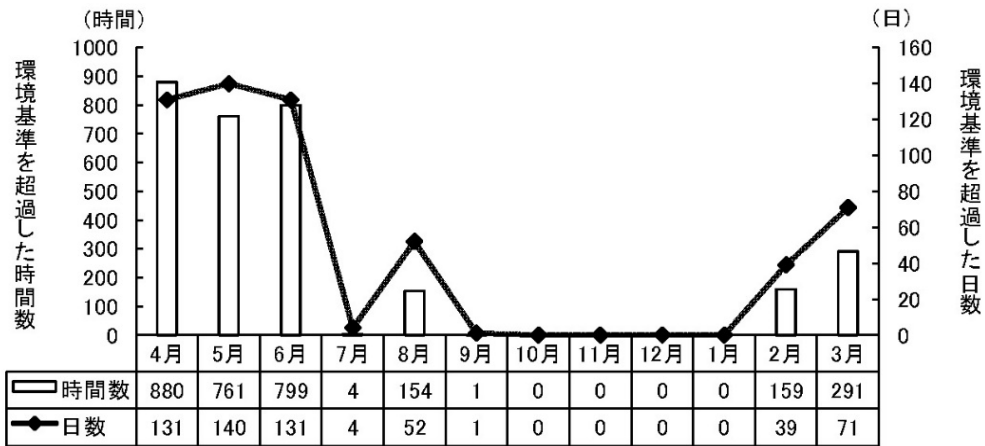


図5-4 月別の光化学オキシダントが環境基準を超過した時間数と日数（全局累計）

[濃度上位測定局]

昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間の多い測定局及び昼間の日最高1時間値の年平均値の高い測定局は表10、表11のとおりである。

表10 昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数上位測定局（オキシダント）

測定局	年時間数
小諸局	321

表11 昼間の日最高1時間値の年平均値上位測定局（オキシダント）

測定局	年平均値 (ppm)
佐久局 小諸局	0.047

(オ) 炭化水素

非メタン炭化水素は、光化学オキシダントの原因物質とされ、中央公害対策審議会答申において、午前6時から午前9時までの非メタン炭化水素濃度を0.20ppmCから0.31ppmCの範囲以下とすべきと指針が示されている。

県内における非メタン炭化水素の午前6時から午前9時における年平均値の推移は図6のとおりである。また、令和2年度における非メタン炭化水素の指針値（3時間平均値の上限値が0.31ppmC）を超えた日は2局で0日（0.0%）であった。

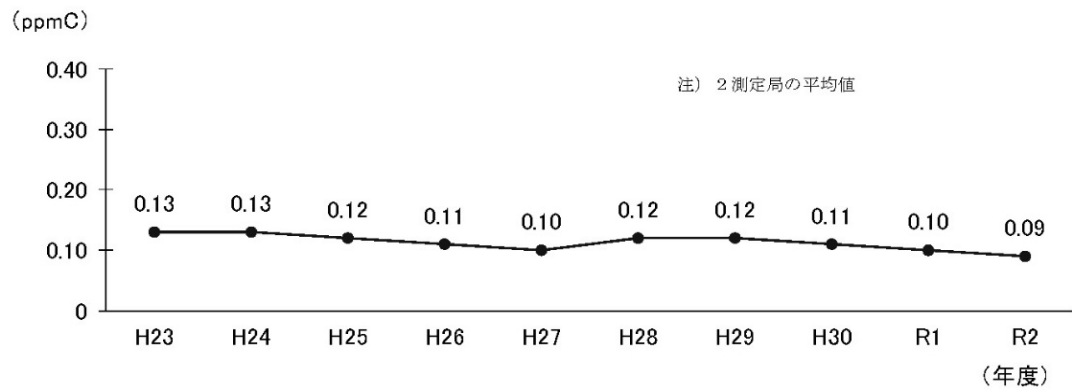


図6 非メタン炭化水素の午前6時から午前9時における年平均値の推移

(カ) 微小粒子状物質

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊している粒子状物質のうち粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子であり、浮遊粒子状物質のうち特に粒径が小さいために肺の奥深くまで入りやすいことから、その健康影響が懸念されている。

微小粒子状物質は、発生源から直接排出される一次生成粒子のみならず、大気中の光化学反応、中和反応等によって生じる二次生成粒子で構成される。また、都市地域のみならず人為発生源由来粒子の影響が少ないと考えられる地域においても硫酸塩や土壌粒子等の粒子が相当程度含まれており、海外からの移流分も影響していると推察されている。

県内における微小粒子状物質の年平均値の推移は図7-1のとおりであり、ゆるやかな減少傾向がみられる。

[環境基準達成状況] 全有効測定局で環境基準を達成した。

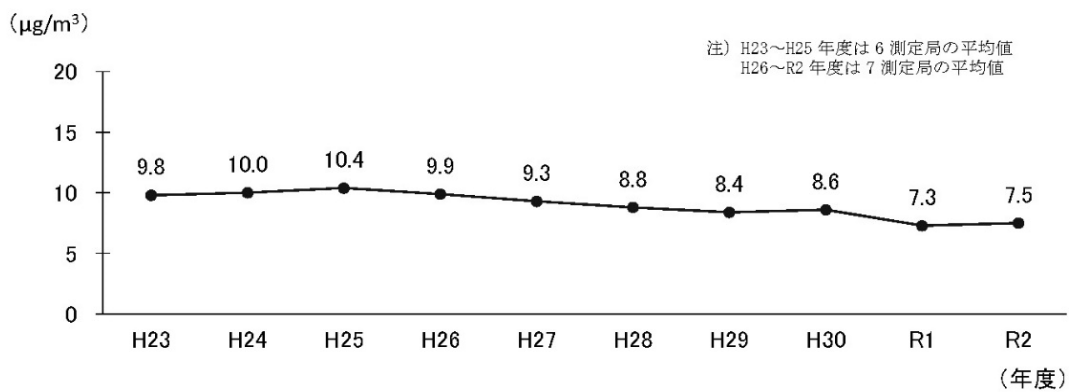


図7-1 微小粒子状物質の年平均値の推移

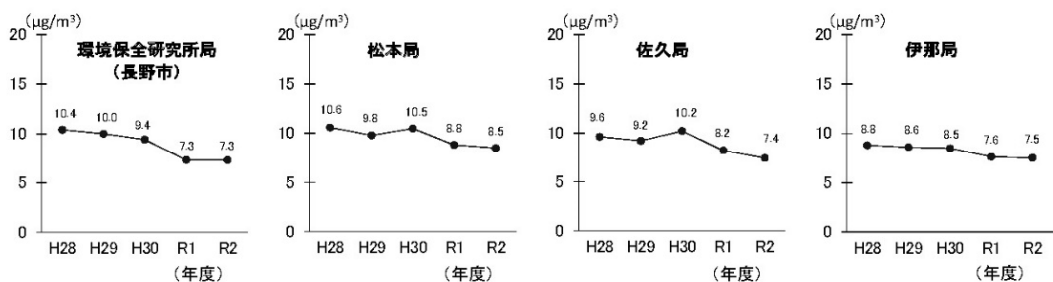


図7-2 主な測定局における微小粒子状物質の年平均値の推移

[濃度上位測定局]

年平均値及び日平均値の98パーセンタイル値の高い測定局は表12、表13のとおりである。

表12 年平均値上位測定局 (PM2.5)

測定局	年平均値 (μg/m³)
松本局	8.5

表13 日平均値の98%値上位測定局 (PM2.5)

測定局	98%値 (μg/m³)
佐久局	23.0

(3) 道路周辺大気（自動車排出ガス測定局）

ア 環境基準達成状況

令和2年度の環境基準達成状況を長期的評価でみると表14のとおりであり、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素及び微小粒子状物質について全ての有効測定局で環境基準を達成した。

表14 道路周辺大気環境基準達成状況

測定局名	二酸化窒素					浮遊粒子状物質					一酸化炭素					微小粒子状物質				
	H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2
松本渚交差点	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐久浅間中学西交差点	○	○	○	○		○	○	○	○							○	○	○	○	
更埴インターチェンジ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○
岡谷インターチェンジ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○
飯田インターチェンジ	○	○	○	○		○	○	○	○							○	○	○	○	
長野市小島田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○					△
長野市鍋屋田	○	○	○	○		○	○	○	○	○						○	○	○	○	○
達成状況	7/7	7/7	7/7	7/7	4/4	7/7	7/7	7/7	7/7	4/4	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	6/6	6/6	6/6	6/6	4/4

(表14の凡例)

測定時間数 (PM2.5は有効測定日数)	環境基準	
	達成	非達成
6,000時間以上(250日以上)	○	●
6,000時間未満(250日未満)	△(評価対象外)	

※△(評価対象外)についても、環境基準は超過していない

イ 大気汚染物質別の概要

(ア) 二酸化窒素

県内における二酸化窒素の年平均値の推移は図8-1のとおりであり、ゆるやかな減少傾向となっている。

[環境基準達成状況] 全有効測定局で環境基準を達成した。

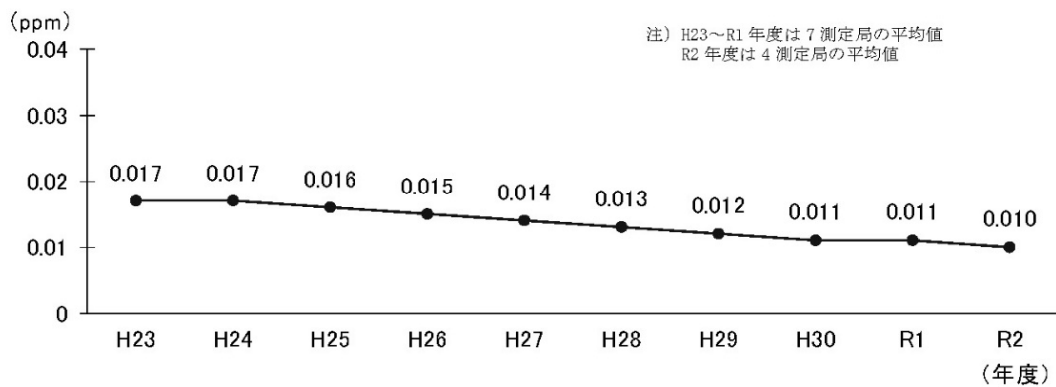


図8-1 二酸化窒素の年平均値の推移

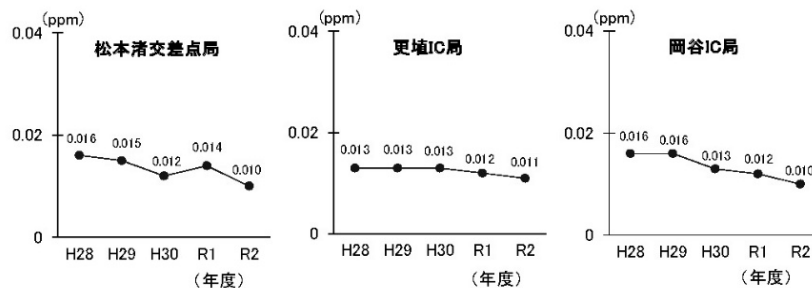


図8-2 主な測定局における二酸化窒素の年平均値の推移

[濃度上位測定局]

年平均値及び日平均値の年間98%値の高い測定局は表15、表16のとおりである。

表15 年平均値上位測定局 (NO₂)

測定局	年平均値 (ppm)
更埴インターチェンジ局	0.011

表16 日平均値の年間98%値上位測定局 (NO₂)

測定局	98%値 (ppm)
更埴インターチェンジ局	0.025

(イ) 浮遊粒子状物質

県内における浮遊粒子状物質の年平均値の推移は図9-1のとおりであり、ゆるやかな減少傾向となっている。

[環境基準達成状況] 全有効測定局で環境基準を達成した。

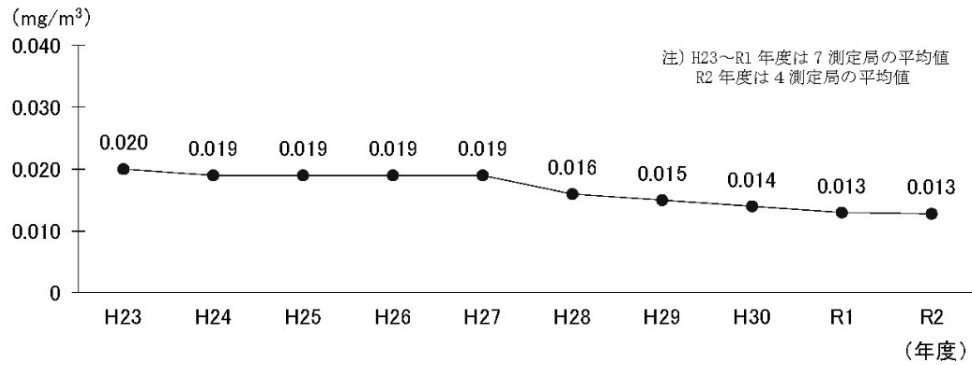


図9-1 浮遊粒子状物質の年平均値の推移

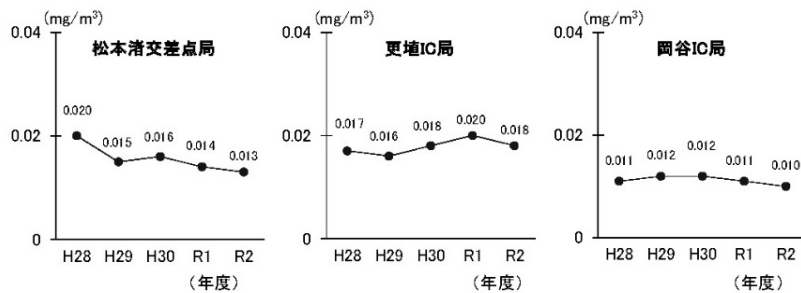


図9-2 主な測定局における浮遊粒子状物質の年平均値の推移

[濃度上位測定局]

年平均値及び日平均値の2%除外値の高い測定局は表17、表18のとおりである。

表17 年平均値上位測定局 (SPM)

測定局	年平均値 (mg/m³)
更埴インターチェンジ局	0.018

表18 日平均値の2%除外値上位測定局 (SPM)

測定局	2%除外値 (mg/m³)
更埴インターチェンジ局	0.039

(ウ) 一酸化炭素

県内における一酸化炭素の年平均値の推移は図 10-1 のとおりであり、ゆるやかな減少傾向となっている。

[環境基準達成状況] 全有効測定局で環境基準を達成した。

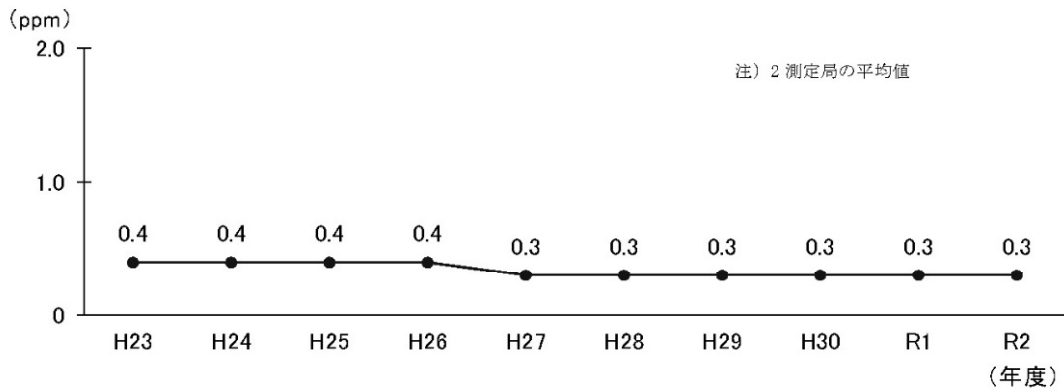


図 10-1 一酸化炭素の年平均値の推移

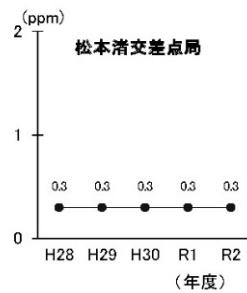


図 10-2 松本渚交差点局における一酸化炭素の年平均値の推移

(エ) 微小粒子状物質

県内における微小粒子状物質の年平均値の推移は図 11-1 のとおりであり、ゆるやかな減少傾向となっている。

[環境基準達成状況] 全有効測定局で環境基準を達成した。

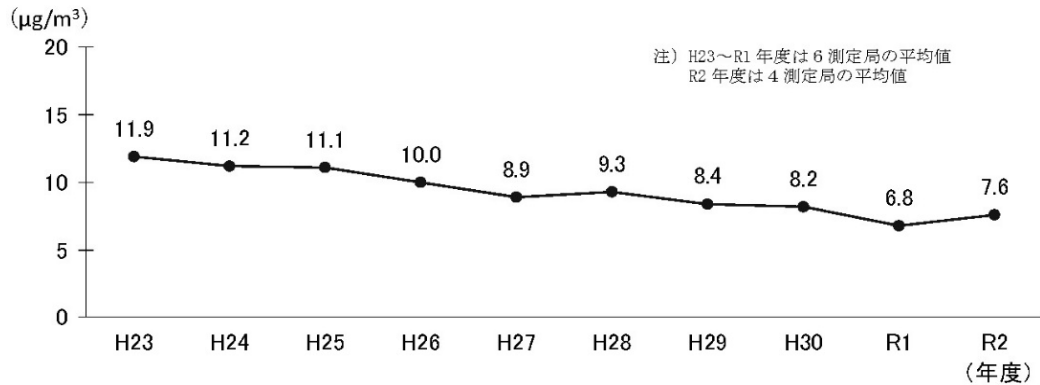


図 11-1 微小粒子状物質の年平均値の推移

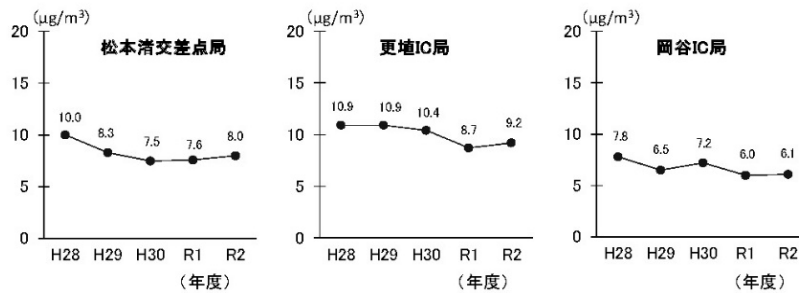


図 11-2 主な測定局における微小粒子状物質の年平均値の推移

[濃度上位測定局]

年平均値及び日平均値の 98 パーセント値の高い測定局は表 19、表 20 のとおりである。

表 19 年平均値上位測定局 (PM2.5)

測定局	年平均値 (µg/m³)
更埴インターチェンジ局	9.2

表 20 日平均値の 98% 値上位測定 (PM2.5)

測定局	98% 値 (µg/m³)
更埴インターチェンジ局	25.0

(4) 移動コンテナ局

軽井沢町及び南木曾町に移動コンテナ局を設置して、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び光化学オキシダントの測定を1年間実施した。

測定結果の概要は表 21 のとおりであり、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、長期的評価による環境基準を達成した。光化学オキシダントは環境基準非達成であった。

表 21 移動コンテナ局による測定結果一覧

測定区分	市町村	測定局名	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント
一般環境	軽井沢町	軽井沢町中央公民館局（コンテナ NO.1）	○	○	○	●(56)
一般環境	南木曾町	南木曾町宮妻籠第3駐車場局（コンテナ NO.2）	—	○	○	—

○：環境基準達成（ただし、測定時間数6,000時間未満の場合は△とする。）

●：環境基準非達成、光化学オキシダントの（ ）内は環境基準超過日数を示す

(5) 大気環境測定車

一般環境及び固定発生源の周辺等の大気汚染状況を把握するため、3市2村延べ7地点で各29日～32日の間、各種大気汚染物質濃度の連続測定を行った。測定結果の概要は表 22 のとおりである。

表 22 大気環境測定車による測定結果一覧

測定区分	測定地点名	測定月	測定日数	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	一酸化炭素	微小粒子状物質
一般	松本市山の神	4～5	31	○	○	○	●(11)	○	(○)
	上田市菅平薬草栽培試験地	5～6	29	○	○	○	●(11)	○	(○)
道路	中川村渡場地区	6～7	31	○	○	○	●(1)	○	(○)
	阿智村清内路松山	8～9	29	○	○	○	○	○	(○)
	飯田市下久堅柿野沢	9～10	32	○	○	○	○	○	(○)
一般	松本市棚峯公園	10～11	30	○	○	○	○	○	(○)
	松本市野尻北	12～1	30	○	○	○	○	○	(○)

○：環境基準達成 ●：環境基準非達成、光化学オキシダントの（ ）内は環境基準超過日数を示す。

微小粒子状物質は測定期間平均値と環境基準の長期基準(1年平均値)との参考比較。

3 有害大気汚染物質等常時監視

(1) 有害大気汚染物質常時監視

大気汚染防止法第 22 条の規定により、有害大気汚染物質について常時監視を実施した。調査結果は表 23 のとおりであり、大気環境基準が設定されているジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びベンゼンについて、全ての地点において環境基準を達成した。

また、指針値が設定されているアクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン及びマンガン及びその化合物について、全ての地点において指針値を達成した。

表 23-1 令和 2 年度有害大気汚染物質測定結果（年平均値）（単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

測定局	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	ベンゼン
環境基準	150	200	130	3
松本局	1.0	0.069	0.28	0.72
上田局	0.80	0.12	0.56	0.76
諏訪局	1.6	0.070	1.3	0.60
伊那局	0.67	0.092	0.45	0.63
篠ノ井局	0.81	0.024	0.11	0.76
鍋屋田局	0.70	0.038	0.086	0.71

年平均値が、各月の最大検出下限値未満であった場合は、その値を括弧書きで表示している。

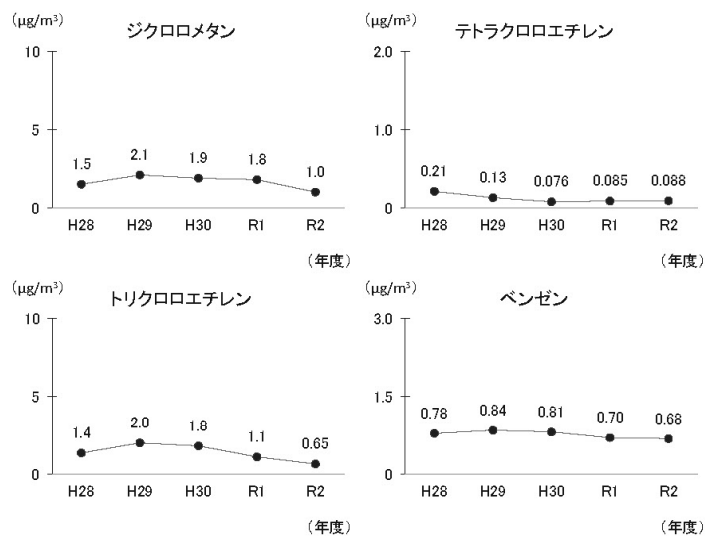


図 12 環境基準設定物質の経年変化（全局平均値※）
※長野市測定局（篠ノ井局、鍋屋田局）は除く

表 23-2 令和 2 年度有害大気汚染物質測定結果（年平均値）

測定局	測定項目	アクリロニトリル	アセトアルデヒド	塩化ビニルモノマー	塩化メチル	クロロホルム	1,2-ジクロロエタン
	単位	μg/m ³	μg/m ³	μg/m ³	μg/m ³	μg/m ³	μg/m ³
	指針値※	2	120	10	94	18	1.6
松本局		0.012	1.3	0.0077	1.3	0.16	0.13
上田局		0.031	1.5	0.025	1.4	0.19	0.17
諏訪局		0.012	1.3	0.0082	1.3	0.16	0.15
伊那局		0.024	1.7	0.025	1.3	0.17	0.16
篠ノ井局		0.036	0.88	(0.005)	1.4	0.064	0.067
鍋屋田局		0.035	0.78	(0.005)	1.6	0.076	0.071

※指針値とは「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」年平均値が、各月の最大検出下限値未満であった場合は、その値を括弧書きで表示している。

表 23-3 令和 2 年度有害大気汚染物質測定結果（年平均値）

測定局	測定項目	水銀及びその化合物	ニッケル化合物	ヒ素及びその化合物	1,3-ブタジエン	マンガン及びその化合物
	単位	ng/m ³	ng/m ³	ng/m ³	μg/m ³	ng/m ³
	指針値※	40	25	6	2.5	140
松本局		1.6	0.56	0.70	0.047	6.8
上田局		1.8	0.67	0.68	0.060	8.4
諏訪局		1.6	0.77	0.53	0.041	4.9
伊那局		1.8	0.66	0.51	0.055	5.4
篠ノ井局		1.4	1.4	0.56	0.071	17
鍋屋田局		1.5	(0.7)	0.59	0.070	5

※指針値とは「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」年平均値が、各月の最大検出下限値未満であった場合は、その値を括弧書きで表示している。

表 23-4 令和 2 年度有害大気汚染物質測定結果（年平均値）

測定局	測定項目	ホルム及びその化合物	酸化エチレン	トルエン	ペリレン及びその化合物	ベンゾ[a]ピレン	ホルムアルデヒド
	単位	ng/m ³	μg/m ³	μg/m ³	ng/m ³	ng/m ³	μg/m ³
松本局		1.0	0.042	1.9	0.013	0.11	1.7
上田局		0.84	0.054	2.2	0.0091	0.086	3.2
諏訪局		0.68	0.038	1.5	0.0073	0.059	2.8
伊那局		0.77	0.040	1.6	0.0090	0.13	2.3
篠ノ井局		(1.2)	0.051	3.2	(0.05)	0.063	1.5
鍋屋田局		(1.9)	0.049	2.2	(0.05)	0.049	1.3

年平均値が、各月の最大検出下限値未満であった場合は、その値を括弧書きで表示している。

(2) 特定化学物質調査

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）に基づく届出されている物質のうち、大気への排出量が多い物質の現状を把握するため、大気環境中のエチルベンゼン、*o*-キシレン、*m,p*-キシレン、スチレン、ノルマルヘキサン、1-プロモプロパンについて4地点で調査した。結果は表24のとおりである。

表 24 令和2年度特定化学物質調査結果（年平均値） （単位:µg/m³）

測定局 \ 測定項目	エチルベンゼン	<i>o</i> -キシレン	<i>m,p</i> -キシレン	スチレン	ノルマルヘキサン	1-プロモプロパン
松本局	0.44	0.22	0.29	0.14	0.60	0.069
上田局	0.86	0.32	0.40	0.17	0.62	0.21
諏訪局	0.38	0.20	0.34	0.15	0.46	0.082
伊那局	0.50	0.23	0.29	0.15	0.39	0.15

6 ダイオキシン類調査

ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項の規定により、環境中のダイオキシン類の濃度を把握するため、環境調査を実施した。

(1) 調査結果の概要

調査結果の概要は、表26及び表27のとおりである。

表26 一般環境調査結果（概要）

調査対象	地点	年平均値の範囲	環境基準
大気 (pg-TEQ/m ³)	6	0.0071 ~ 0.019	0.6

表27 産業廃棄物焼却施設等周辺調査結果（概要）

調査対象	地域	地点	測定値の範囲	環境基準
大気 (pg-TEQ/m ³)	7	12	0.0047 ~ 0.47	0.6

(2) 地点別調査結果

ア 一般環境

令和2年度に調査を実施した6地点（うち長野市測定は2地点）の年平均値のダイオキシン類濃度は表28のとおりであり、0.0071 ~ 0.019 pg-TEQ/m³の範囲で、全調査地点で大気の汚染に係る環境基準（0.6 pg-TEQ/m³）を達成した。

表28 大気の大気ダイオキシン類調査結果

（単位：pg-TEQ/m³）

調査地点	年度別年平均値調査結果					R2年度の各月調査結果				測定主体
	H28	H29	H30	R1	R2	第1回 春季	第2回 夏季	第3回 秋季	第4回 冬季	
佐久局	—	0.0093	—	—	—	—	—	—	—	長野県
上田局	0.012	—	—	0.0062	—	—	—	—	—	
諏訪局	0.0077	—	—	—	0.0081	0.0046	0.0062	0.0077	0.014	
伊那局	—	0.0057	—	—	0.0071	0.0043	0.0050	0.010	0.0090	
飯田局	—	—	0.044	—	—	—	—	—	—	
木曾局	—	—	—	0.0031	—	—	—	—	—	
松本局	0.010	0.0065	0.0095	0.0091	0.0087	0.0039	0.010	0.0099	0.011	
大町局	—	—	0.0076	—	—	—	—	—	—	
中野局	0.011	0.027	0.020	0.0086	0.019	0.0093	0.0095	0.013	0.043	
長野市吉田局	0.0084	0.012	0.0093	0.026	0.015	0.017	0.016	0.010	0.015	
長野市篠ノ井局	0.012	0.012	0.013	0.016	0.011	0.0084	0.013	0.0078	0.014	
環境基準	年平均 0.6									

注) 環境基準の達成状況は年平均値で評価する。

イ 産業廃棄物焼却施設等周辺

調査地点 12 地点（うち長野市測定は 4 地点）のダイオキシン類濃度は 0.0047～0.47 pg-TEQ/m³ の範囲であり、環境基準（0.6 pg-TEQ/m³）を準用した場合、全ての地点で環境基準以下であった。

また、県で継続調査を実施している松本市今井神林地区（3 地点）の年平均値（2 回調査）は表 29 のとおりであり、全地点で環境基準を達成した。

表 29 産業廃棄物焼却施設等周辺ダイオキシン類調査結果（松本市今井神林地区）

（単位：pg-TEQ/ m³）

調査地区	調査地点	年 度					(参考) R2 年度調査結果	
		H28	H29	H30	R1	R2	第 1 回 夏季	第 2 回 冬季
松本市今井	北今井公民館	0.014	0.0063	0.0091	0.013	0.028	0.010	0.045
松本市今井	山の神	0.025	0.0095	0.018	0.013	0.034	0.013	0.054
松本市神林	野尻北	0.011	0.0053	0.012	0.013	0.078	0.025	0.13
地 区 平 均		0.017	0.0070	0.013	0.013	0.046	0.016	0.076

注) 環境基準の達成状況は年平均値で評価する。

7 環境基準及び用語の解説

(1) 大気汚染に係る環境基準について

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天秤法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考	<ol style="list-style-type: none"> 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に取り除かれる粒子をいう。 ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。 	

(2) 環境基準による大気汚染の評価について

ア 短期的評価

二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質は、測定を行った日又は時間について、1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値又は各1時間値を、環境基準と比較して評価を行う。

光化学オキシダントについては、1時間値の年間最高値を環境基準と比較して評価する。

イ 長期的評価

(ア) 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にある測定値(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した後の最高値を、環境基準と比較して評価を行う。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。

(イ) 二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から98%(365日分の測定値がある場合は358番目)に相当する測定値を、環境基準と比較して評価を行う。

(ウ) 微小粒子状物質

微小粒子状物質の暴露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と、暴露濃度分布のうち高濃度の出現を減少させる意味での短期基準の両者について、長期的評価を行う。

長期基準に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準(1年平均値)と比較する。

短期基準に関する評価は、測定結果の1日平均値のうち年間98パーセンタイル値を代表値として選択して、これを短期基準（1日平均値）と比較する。

ウ ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

原則として月1回以上の頻度で測定を実施し、測定値を算術平均して求めた年平均濃度を、環境基準と比較して評価を行う。

エ ダイオキシン類

夏期及び冬期を含む年2回以上の調査が実施された地点について、年間平均値を環境基準と比較して評価を行う。

オ 大気中の炭化水素濃度の指針

環境基準は定められてはいないが、光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針が昭和51年8月の中央公害対策審議会答申において示されており、非メタン炭化水素の午前6時から9時までの3時間平均値を0.20ppmCから0.31ppmC（ppmCとは炭素原子数を基準として表したppm値）の範囲以下にすべきであるとしている。

カ 評価の対象としない測定値

測定機に起因する等の理由により当該地域の大気汚染状況を正しく反映していないと認められる場合。

1日平均値に係る1時間値の欠測が1日（24時間）のうち4時間を超える場合における当該1日平均値。ただし微小粒子状物質においては、1日平均値に係る欠測が1日（24時間）のうち4時間を超える場合における当該1日平均値。また、1年平均値においては、有効測定日が250日に満たないもの。

(3) 用語

ア 1時間値

正時（00分）から次の正時までの1時間の間で得られた測定値であり、後の時刻を測定値の時刻として採用している。

例）6時の1時間値とは5時00分から6時00分までの1時間に測定された測定値

イ 日平均値

1日の1時から24時までの時間帯で得られた1時間値を合計した数値を、その日の測定時間数で除して、最小単位未満を四捨五入して得られる算術平均値である。

ただし、測定値として有効な1時間値が20時間以上ある日に限り日平均値を算出することができ、この日を「有効測定日」という。（光化学オキシダントを除く。）

ウ 月平均値

1か月間に測定された欠測を除く全ての1時間値を合計した数値を、その月での測定時間数で除して、最小単位未満を四捨五入して得られる算術平均値である。微小粒子状物質については、1か月間にわたる1日平均値の総和を測定日数で除した値をいう。

エ 年平均値

4月から翌年3月までの1年間（年度）に測定された欠測を除く全ての1時間値を合計した数値を、その年度での測定時間数で除して、最小単位未満を四捨五入して得られる算術平均値である。微小粒子状物質については、1年間にわたる1日平均値の総和を測定日数で除した値をいう。

ただし、年間測定時間が6000時間（微小粒子状物質は250日）以上の場合を「有効測定時間」

とし、6000 時間（250 日）未満の場合は年間測定結果としての信頼性に欠けるため、その測定結果は参考値として扱う。（光化学オキシダント、炭化水素類を除く。）

オ 日平均値の年間 2%除外値

1 年間で測定された全ての日平均値（有効測定日分）について、測定値の高い方から低い方に順に（降順）並べて、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した後に最高となった日平均値である。除外する 2%分の日数は、小数点以下を四捨五入して算出する。

例）有効測定日数が 360 日の場合、 $360 \times 0.02 = 7.2$ 日 となり、高い方から 7 日間を除外した第 8 番目に高い日平均値が該当

カ 日平均値の年間 98%値

1 年間で測定された全ての日平均値（有効測定日分）について、測定値の低い方から高い方に順に（昇順）並べて、低い方から 98%目に相当する日平均値である。低い方から 98%目に当たる測定日は、小数点以下を四捨五入して算出する。

例）有効測定日数が 360 日の場合、 $360 \times 0.98 = 352.8$ 日となり、低い方から第 353 番目（高い方からは第 8 番目）の日平均値が該当

キ 環境基準の長期的評価による平均値が〇〇ppm を超えた日数

日平均値の高い方から 2%の範囲の平均値を除外した後の平均値が環境基準を超えた日数である。ただし、日平均値が環境基準を超えた日数が 2 日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

ク 98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数

1 年間の日平均値のうち低い方から 98%の範囲にあつて、かつ 0.06ppm を超えた日数である。

ケ 窒素酸化物

- ・ 窒素酸化物の「NO+NO₂」は NO 及び NO₂ が同時に測定された 1 時間値の算術加算である。なお、いずれか一方が欠測等データのない場合は欠測扱いとする。
- ・ 年（月）間値（NO₂ / (NO+NO₂)) は、NO と NO₂ とを同時に測定している時間における、年（月）間にわたる NO+NO₂ 濃度の総和と NO₂ 濃度の総和との比をいう。なお、NO 濃度または NO₂ 濃度がゼロの場合でも欠測扱いとはしない。

コ 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、太陽の紫外線によって二次的に生成されるため、測定値を集計及び評価する際は、他の大気汚染物質とは異なり、夜間の測定値を除外した「昼間」の測定値のみを対象としている。

- ・ 昼間とは、季節によらず、5時から 20 時までの時間帯をいう。したがって、1 時間値は、6時から 20 時までの 15 個が得られることとなる。
- ・ 昼間測定日数とは 5時から 20 時までの間に測定が行われた日の総和をいう。
- ・ 昼間測定時間とは 5時から 20 時までの間に測定が行われた時間の総和をいう。
- ・ 8 時間平均値の年間 99 パーセンタイル値の 3 年平均値とは、光化学オキシダント濃度の長期的な変化を評価する指標であり、以下のように算出される。

(算出手順)

- ・光化学オキシダント濃度の8時間の移動平均値(8時間値)を基礎とする。
- ・8時間値から日最高を算出する。
- ・8時間値の日最高値の年間上位1%を除外した値(すなわち年間99パーセンタイル値)を年間代表値とする。
- ・年間代表値(8時間値の日最高値の年間99パーセンタイル値)を3年平均する。

サ 一酸化炭素

8時間平均値とは、1日を0時～8時、8時～16時、16時～24時の3つの時間帯に区分し、それぞれの時間帯(8時間)における1時間値を合計した数値を、その時間帯の測定時間数で除して、最小単位未満を四捨五入して得られる算術平均値である。

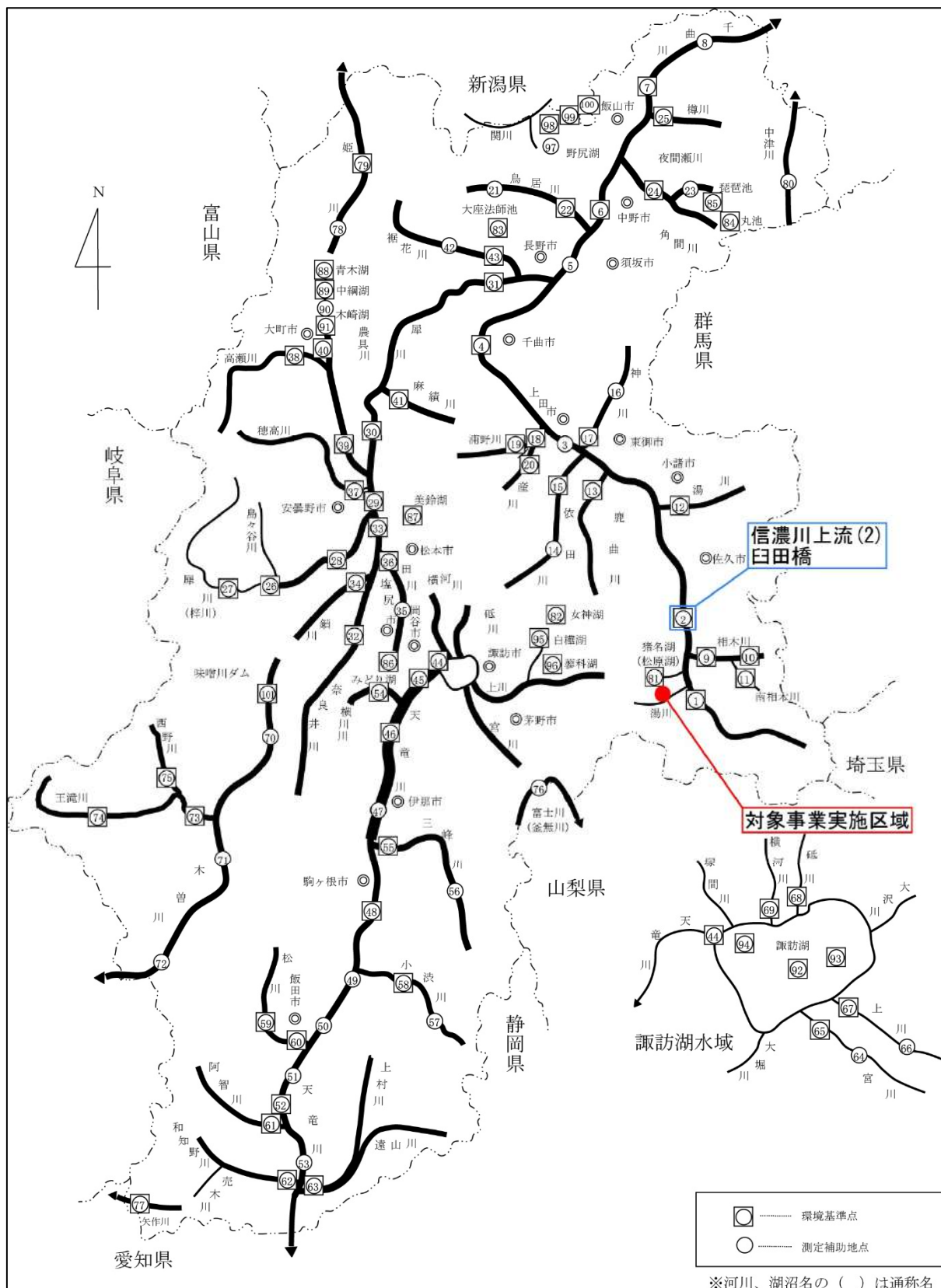
ただし、各時間帯(8時間)のうち6時間以上測定された場合に有効となり、6時間未満の場合は欠測となる。

シ 炭化水素

- ・6～9時測定日数とは、午前6時から9時までの3時間が全て測定された日の総和をいう。
- ・6時～9時3時間平均値とは、午前6時から9時までの1時間値3個(午前7時、8時、9時の1時間値)の算術平均をいう。この場合、当該時間帯3個の1時間値のうち、1個でも欠測がある場合は、3時間平均値も欠測として評価の対象としない。
- ・6時～9時における年(月)平均値は次式により算出する。なお、「6時～9時3時間平均値」と異なり、6時～9時に測定された全測定値を用いる。

$$\text{6時～9時における年(月)平均値} = \frac{\text{6時～9時に測定された全測定値の総和}}{\text{6時～9時に測定された全測定時間数}}$$

(2) 水質



II 公共用水域水質常時監視の結果

1 測定結果概要

令和2年度は、水質汚濁に係る環境基準の類型指定がなされている43河川及び15湖沼の100地点で測定を実施しました。

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）が定められています。

このうち健康項目は、38河川51地点及び15湖沼18地点で測定を行い、砒素が1河川2地点及び1湖沼1地点で環境基準を超過しました。（表1-II-1、表1-II-2参照）

一方、生活環境項目は、河川、湖沼ごとにその利用目的等に応じた類型が指定されており、類型に応じた環境基準値が適用されます。令和2年度の環境基準達成率^{*}は、河川が98.6%（39河川70地点中69地点で達成（前年度95.8%））、湖沼が40.0%（15湖沼中6湖沼で達成（前年度33.3%））でした。（表1-II-1、図1-II-1参照）

^{*}有機汚濁の代表的指標として、河川については生物化学的酸素要求量（BOD）、湖沼については化学的酸素要求量（COD）

表1-II-1 主要河川・湖沼の水質環境基準達成状況

測定項目 河川・湖沼の別	健康項目 ¹⁾		生活環境項目 ²⁾					
	砒素	その他 25項目	BOD（河川） COD（湖沼）	全窒素	全磷	水生生物保全項目		
						全亜鉛	ニルフェール	LAS
【河川】 達成率	96.1%	100%	98.6%	—	—	100%	100%	100%
達成地点数/測定地点数 (河川数)	49/51 (38)	50/50 (38)	69/70 (39)	—	—	57/57 (43)	56/56 (43)	56/56 (43)
【湖沼】 達成率	93.3%	100%	40.0%	0%	83.3%	100%	100%	100%
達成湖沼数/測定湖沼数	14/15	15/15	6/15	0/1	5/6	14/14	15/15	15/15

※1 健康項目

- ・いずれの項目も、年間平均値が環境基準に適合している場合に「達成」とする。
- ・ただし、全シアンについては、年間の全測定値の最高値が環境基準に適合している場合に、アルキル水銀及びPCBについては、年間の全測定で不検出の場合に「達成」とする。

※2 生活環境項目

- ・BOD及びCODについては、日間平均値の75%水質値が環境基準に適合している場合に「達成」とする。
- ・全窒素及び全磷については、表層の水質の年間平均値が環境基準に適合している場合に「達成」とする。

※3 水生生物保全項目

- ・いずれの項目も、年間平均値が環境基準に適合している場合に「達成」とする。

注) 湖沼のうち、複数の地点で測定をしている湖沼は、当該湖沼の全ての環境基準点において環境基準を達成している場合にその湖沼は環境基準を「達成」したものとし、河川については、測定地点毎に達成状況を評価する。

表 1-Ⅱ-2 環境基準未達成状況（健康項目）

未達成項目	水域名	測定地点名	未達成状況		
			基準値 (mg/L)	年間平均値 (mg/L)	m / n*
砒素	夜間瀬川	夜間瀬橋	0.01	0.040	12 / 12
	夜間瀬川	天川橋	0.01	0.040	12 / 12
	蓼科湖	流出部	0.01	0.011	6 / 12

※ m：環境基準を超える検体数 n：総検体数

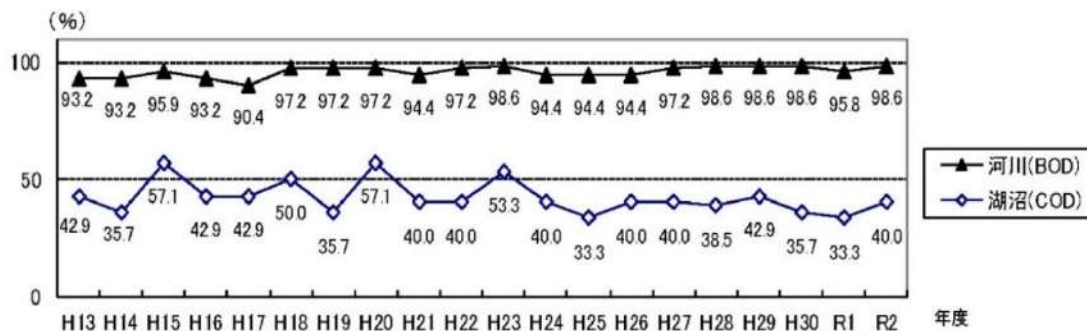


図 1-Ⅱ-1 河川 (BOD) 及び湖沼 (COD) の環境基準達成率の推移

2 生活環境の保全に関する項目の測定地点別水質測定結果

(1) 河川における生活環境の保全に関する項目の測定地点別水質測定結果

水系名	水域名	地点番号	環境基準地点	測定地点名	類型	BOD(mg/L)		pH		DO(mg/L)		SS(mg/L)		大腸菌群数(MPN/100mL)	
						75%値	年平均値	日間平均値 最小値 ～ 最大値	年平均値	日間平均値 最小値 ～ 最大値	年平均値	日間平均値 最小値 ～ 最大値	年平均値	日間平均値 最小値 ～ 最大値	年平均値
信濃川	しなのがわじょうりゅう 信濃川上流 (千曲川)(1)	1	○	おむしげばし 大芝橋 (薄枚村)	AA	0.5	0.8	8.9 ~ 9.0	9.1 ~ 12	10	2 ~ 29	6	330 ~ 49000	6900	
	しなのがわじょうりゅう 信濃川上流 (千曲川)(2)	2	○	うすだばし 白田橋 (佐久市)	A	<0.5	0.5	8.9 ~ 9.0	9.1 ~ 12	10	3 ~ 9	6	230 ~ 13000	3200	
	しなのがわじょうりゅう 信濃川上流 (千曲川)(3)	3		いくた 生田 (上田市)	A	1.5	1.3	6.4 ~ 7.8	8.8 ~ 13	10	4 ~ 2200	190	330 ~ 13000	2700	
		4	○	ちくまばし 千曲橋 (千曲市)	A	1.7	1.4	6.5 ~ 7.7	8.2 ~ 14	10	7 ~ 1000	95	230 ~ 23000	3900	
		5		やしまばし 屋島橋 (長野市)	A	1.7	1.4	7.0 ~ 7.8	8.1 ~ 11	10	5 ~ 29	16	790 ~ 4900	2600	
		6	○	たてがはなばし 立ヶ花橋 (甲斐市)	A	1.9	1.5	6.8 ~ 7.7	7.9 ~ 12	8.7	5 ~ 450	50	490 ~ 23000	8200	
		7	○	おむせきばし 大関橋 (飯山市)	A	2.0	1.7	6.9 ~ 7.7	7.8 ~ 12	9.7	7 ~ 680	70	790 ~ 49000	12000	
		8		いちかわばし 市川橋 (飯山市)	A	1.9	1.8	7.0 ~ 7.8	8.2 ~ 12	8.7	5 ~ 540	59	790 ~ 33000	45000	
	あいきがわ 相木川	9	○	よけしたばし 除ヶ下橋 (小海町)	AA	<0.5	0.5	7.0 ~ 7.9	8.8 ~ 12	10	1 ~ 13	5	230 ~ 13000	2500	
	ゆかわ 湯川	12	○	たかせばし 高瀬橋 (佐久市)	A	0.9	0.7	7.3 ~ 8.8	8.8 ~ 12	11	2 ~ 13	7	790 ~ 24000	7200	
	かくまがわ 鹿曲川	13	○	まえだばし 前田橋 (東御市)	AA	1.0	0.9	7.5 ~ 8.7	7.5 ~ 15	10	1 ~ 21	7	170 ~ 7900	3100	
	よだかわ 依田川	14		たていわうえのし 立岩上の橋 (長和町)	A	0.5	0.5	7.5 ~ 8.2	8.3 ~ 14	10	1 ~ 8	3	49 ~ 1700	620	
		15	○	よだばし 依田橋 (上田市)	A	0.7	0.7	7.4 ~ 8.2	7.9 ~ 14	10	1 ~ 7	2	79 ~ 13000	2600	
	かながわ 神川	16		はくさんさなだばし 白山真田橋 (上田市)	A	0.9	0.8	7.5 ~ 8.2	8.4 ~ 15	11	4 ~ 87	23	49 ~ 4900	1500	
		17	○	かながわばし 神川橋 (上田市)	A	0.8	0.8	7.8 ~ 8.2	7.5 ~ 15	10	4 ~ 48	15	700 ~ 22000	7100	
	うらのかわ 浦野川	18	○	たいけいばし 対影橋 (上田市)	A	1.1	1.1	7.3 ~ 8.2	7.8 ~ 15	11	1 ~ 65	12	1300 ~ 54000	14000	
	とりいがわ 鳥居川	21		とりいばし 鳥居橋 (信濃町)	A	1.2	1.2	7.1 ~ 7.9	9.1 ~ 13	11	1 ~ 5	2	13 ~ 2400	540	
		22	○	とりいばし 鳥居橋 (長野市)	A	1.8	1.4	7.7 ~ 8.9	8.8 ~ 15	11	1 ~ 27	6	430 ~ 700000	79000	
	よませがわ 夜間瀬川*2	23		あまかわばし 天川橋 (山ノ内町)	A	1.2	1.1	6.9 ~ 7.7	8.1 ~ 12	9.7	4 ~ 30	10	79 ~ 7900	1800	
		24	○	よませばし 夜間瀬橋 (山ノ内町)	A	1.4	1.3	7.1 ~ 7.7	7.8 ~ 12	9.7	2 ~ 15	6	1100 ~ 79000	19000	
	たるかわ 樽川	25	○	となごばし 戸那子橋 (飯山市)	A	1.8	1.8	6.7 ~ 7.8	9.0 ~ 12	10	3 ~ 15	8	3300 ~ 330000	59000	
	さいがわ 犀川(1)	26	○	しましまだにがわ 鳥々谷川合流点上 (松本市)	AA	<0.5	0.5	7.1 ~ 7.8	10 ~ 12	11	<1 ~ 49	6	2 ~ 1300	300	
	さいがわ 犀川(2)	28	○	やまとばし 倭橋 (松本市)	A	0.5	0.7	6.5 ~ 7.4	9.1 ~ 12	10	<1 ~ 2400	200	23 ~ 4900	610	
	さいがわ 犀川(3)	29	○	たさわばし 田沢橋 (安曇野市)	A	1.7	1.3	6.8 ~ 7.5	8.8 ~ 11	10	1 ~ 2400	200	33 ~ 13000	1500	
		30	○	むつみばし 睦橋 (生坂村)	A	1.0	1.0	6.8 ~ 7.5	9.0 ~ 11	10	2 ~ 2300	200	330 ~ 33000	3600	
		31	○	こいちばし 小市橋 (長野市)	A	1.1	1.0	6.8 ~ 7.8	9.0 ~ 13	11	2 ~ 2600	220	130 ~ 33000	3400	

注) *1 下線は環境基準値を超える値 (pHは環境基準値の範囲外の値)であることを示す。

(3) 河川における水生生物の保全に関する項目の測定地点別水質測定結果

水系名	水域名	地点番号	環境基準地点	測定地点名	類型	全重鉛(mg/L) 年間平均値	ノニルフェノール(mg/L) 年間平均値	LAS(mg/L) 年間平均値
信濃川	しなのかわ 信濃川	1	○	おおしほばし 大芝橋 (南牧村)	生物A	0.004	<0.00006	0.0006
		2	○	うすだばし 臼田橋 (松本市)	生物A	0.004	<0.00006	0.0008
		4	○	ちくまばし 千曲橋 (千曲市)	生物A	0.006	<0.00006	0.0007
		8	○	たてがねばし 立ヶ花橋 (中野市)	生物A	0.008	<0.00008	0.0019
		7	○	おむせきばし 大岡橋 (飯山市)	生物A	0.007	<0.00006	0.0018
	あいきかわ 相木川	10	○	とちぼりばし 栃原橋 (北相木村)	生物A	0.002	<0.00006	<0.0006
	みなみあいきかわ 南相木川	11	○	つちいねごうばし 土岩2号橋 (南相木村)	生物特A	0.002	0.00006	<0.0008
	ゆかわ 湯川	13	○	たかやばし 高瀬橋 (佐久市)	生物特A	0.003	<0.00006	<0.0008
	かくまかわ 鹿曲川	13	○	まえたばし 前田橋 (東御市)	生物A	0.003	<0.00006	0.0008
	よだかわ 依田川	15	○	よだばし 依田橋 (上田市)	生物A	0.001	<0.00006	<0.0006
	かみがわ 神川	17	○	かみがわばし 神川橋 (上田市)	生物A	0.005	<0.00006	0.0011
	うらのかわ 浦野川	19	○	はちまんばし 八幡橋 (上田市)	生物A	0.004	<0.00006	<0.0006
	さながわ 産川	20	○	ほりかわばし 堀川橋 (上田市)	生物B	0.005	0.00008	0.0018
	とりいかわ 鳥居川	22	○	とりいばし 鳥居橋 (長野市)	生物A	0.006	<0.00006	<0.0006
	よませかわ 夜間瀬川	24	○	よませばし 夜間瀬橋 (山ノ内町)	生物A	0.004	<0.00006	0.0006
	たるかわ 樽川	25	○	とねごばし 戸那子橋 (飯山市)	生物A	0.004	<0.00006	<0.0006
	さいかわ 犀川(1)	27	○	みどのたむした 水殿ダム下 (松本市)	生物特A	0.003	<0.00006	<0.0006
	さいかわ 犀川(2)	28	○	やまとばし 倭橋 (松本市)	生物A	0.003	<0.00006	<0.0006
	さいかわ 犀川(3)	29	○	たざわばし 田沢橋 (安曇野市)	生物A	/	<0.00006	0.0009
		30	○	むつみばし 睦橋 (生坂村)	生物A		0.00006	0.0006
		31	○	こいちばし 小市橋 (長野市)	生物A		0.003	<0.00006
	ならいかわ 奈良井川(1)	32	○	おわたばし 太田橋 (塩尻市)	生物特A	<0.001	<0.00006	<0.0006
	ならいかわ 奈良井川(2)	33	○	しまばし 島橋 (松本市)	生物A	0.005	<0.00006	0.0016
	くさりがわ 鎖川	34	○	くさりがわばし 鎖川橋 (松本市)	生物A	0.003	<0.00006	0.0009

3 全測定項目 地点別総括表

(1)生活環境項目(pH、DO、BOD、COD)、SS、大腸菌群数

測 定 項 目	水質名 (河川等)	地点名	地点番号	測定 時期	pH		DO		BOD			SS		大腸菌群数							
					最小値~最大値	m/n	最小値~最大値	m/n	最小値~最大値	m/n	最小値~最大値	m/n	最小値~最大値	m/n	最小値~最大値	平均値					
1	信濃川上流(2)	大芝橋	20-008-01	AA	イ	6.9 ~ 9.0	1 / 12	9.1 ~ 12	0 / 12	0 / 12	<0.5 ~ 0.9	0 / 12	<0.5	0.5	2 ~ 29	1 / 12	8	330 ~ 49000	12 / 12	5900	
2	信濃川上流(2)	白田橋	20-009-01	A	イ	6.9 ~ 9.0	1 / 12	9.1 ~ 12	0 / 12	0 / 12	<0.5 ~ 0.8	0 / 12	<0.5	<0.5	3 ~ 9	0 / 12	6	230 ~ 13000	5 / 12	3200	
3	信濃川上流(3)	生田	20-010-51	A	ロ	6.4 ~ 7.9	2 / 12	8.6 ~ 13	0 / 12	10	<0.5 ~ 3.4	1 / 12	1.5	1.5	4 ~ 2000	2 / 12	190	330 ~ 13000	9 / 12	2700	
4	信濃川上流(3)	千曲橋	20-010-01	A	ロ	6.5 ~ 7.7	0 / 12	8.2 ~ 14	0 / 12	10	<0.5 ~ 2.5	2 / 12	1.4	1.4	7 ~ 1000	2 / 12	95	230 ~ 23000	9 / 12	3900	
5	信濃川上流(3)	雁島橋	20-010-53	A	ロ	7.0 ~ 7.9	0 / 4	9.1 ~ 11	0 / 4	10	0.9 ~ 1.8	0 / 4	1.4	1.4	5 ~ 29	1 / 4	16	790 ~ 4900	3 / 4	2600	
6	信濃川上流(3)	立ヶ花橋	20-010-02	A	ロ	6.6 ~ 7.7	0 / 12	7.9 ~ 12	0 / 12	9.7	0.8 ~ 2.5	2 / 12	1.5	1.4	5 ~ 450	2 / 12	50	490 ~ 23000	9 / 12	8200	
7	信濃川上流(3)	大野橋	20-010-03	A	ロ	6.9 ~ 7.7	0 / 12	7.6 ~ 12	0 / 12	9.7	1.0 ~ 2.6	2 / 12	1.7	1.8	2 ~ 890	2 / 12	70	790 ~ 49000	11 / 12	12000	
8	信濃川上流(3)	市川橋	20-010-55	A	ロ	7.0 ~ 7.8	0 / 12	8.2 ~ 12	0 / 12	9.7	0.9 ~ 3.9	3 / 12	1.9	1.9	5 ~ 540	2 / 12	59	790 ~ 330000	11 / 12	46000	
9	相木川	除ヶ下橋	20-030-01	AA	イ	7.0 ~ 7.9	0 / 12	8.8 ~ 12	0 / 12	10	<0.5 ~ 0.7	0 / 12	0.5	<0.5	1 ~ 13	0 / 12	5	230 ~ 13000	12 / 12	2500	
10	相川	高瀬橋	20-032-01	A	イ	7.3 ~ 8.8	1 / 12	8.8 ~ 12	0 / 12	11	<0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.7	<0.5	2 ~ 13	0 / 12	7	790 ~ 24000	10 / 12	7200	
11	熊川	前田橋	20-040-01	AA	ハ	7.5 ~ 8.7	1 / 12	7.5 ~ 15	0 / 12	10	<0.5 ~ 2.2	2 / 12	0.9	0.7	1 ~ 21	0 / 12	7	170 ~ 7900	12 / 12	3100	
12	熊川	立岩上の橋	20-014-51	A	イ	7.5 ~ 8.2	0 / 12	8.8 ~ 14	0 / 12	10	<0.5 ~ 0.9	0 / 12	0.5	0.5	1 ~ 8	0 / 12	3	49 ~ 1700	3 / 12	820	
13	熊川	依田橋	20-014-01	A	イ	7.4 ~ 8.2	0 / 12	7.9 ~ 14	0 / 12	10	<0.5 ~ 1.1	0 / 12	0.7	0.8	1 ~ 7	0 / 12	2	39 ~ 13000	5 / 12	2600	
14	熊川	白山高田橋	20-020-51	A	イ	7.5 ~ 8.2	0 / 12	8.4 ~ 15	0 / 12	11	0.5 ~ 1.3	0 / 12	0.5	0.7	4 ~ 87	5 / 12	23	49 ~ 4900	5 / 12	1500	
15	熊川	神川橋	20-020-01	A	イ	7.6 ~ 8.2	0 / 12	7.5 ~ 15	0 / 12	10	0.6 ~ 1.4	0 / 12	0.8	0.7	4 ~ 85	1 / 12	15	700 ~ 22000	10 / 12	7100	
16	熊川	影形橋	20-041-01	A	ハ	7.3 ~ 8.2	0 / 12	7.8 ~ 15	0 / 12	11	0.8 ~ 2.2	1 / 12	1.1	1.0	1 ~ 11	0 / 12	12	1300 ~ 54000	12 / 12	14000	
17	熊川	島呂橋(信濃町)	20-030-51	A	イ	7.1 ~ 7.9	0 / 12	9.1 ~ 13	0 / 12	11	0.6 ~ 2.1	1 / 12	0.6	1.1	1 ~ 5	0 / 12	2	13 ~ 2400	3 / 12	940	
18	熊川	島呂橋(長野市)	20-030-01	A	イ	7.7 ~ 8.9	3 / 12	8.8 ~ 15	0 / 12	11	0.6 ~ 2.4	2 / 12	1.4	1.8	1 ~ 27	1 / 12	8	430 ~ 700000	9 / 12	79000	
19	熊川	天川橋	20-021-51	A	ロ	6.9 ~ 7.7	0 / 12	8.1 ~ 12	0 / 12	9.7	0.7 ~ 1.9	0 / 12	1.1	1.0	4 ~ 30	1 / 12	10	79 ~ 7900	5 / 12	1800	
20	熊川	飯坂橋	20-021-01	A	ロ	7.1 ~ 7.7	0 / 12	7.8 ~ 12	0 / 12	9.7	0.8 ~ 2.8	1 / 12	1.3	1.2	2 ~ 15	0 / 12	8	1700 ~ 79000	12 / 12	19000	
21	熊川	戸別子橋	20-031-01	A	イ	6.7 ~ 7.6	0 / 12	9.0 ~ 12	0 / 12	10	0.7 ~ 4.7	2 / 12	1.6	1.6	3 ~ 15	0 / 12	8	3300 ~ 330000	12 / 12	50000	
22	熊川(1)	島女谷川合流点	20-011-01	AA	イ	7.1 ~ 7.6	0 / 11	10 ~ 12	0 / 11	11	<0.5 ~ 0.5	0 / 11	0.5	<0.5	<1 ~ 8	0 / 11	2	2 ~ 790	5 / 11	210	
23	熊川(2)	飯橋	20-012-01	A	イ	6.5 ~ 7.4	0 / 12	9.1 ~ 12	0 / 12	10	<0.5 ~ 2.7	1 / 12	0.7	<0.5	<1 ~ 2000	1 / 12	200	23 ~ 4000	1 / 12	610	
24	熊川(3)	田沢橋	20-013-01	A	ロ	6.8 ~ 7.5	0 / 12	8.8 ~ 11	0 / 12	10	0.6 ~ 2.5	1 / 12	1.3	1.0	1 ~ 2400	1 / 12	200	33 ~ 13000	2 / 12	1500	
25	熊川(3)	盛橋	20-013-02	A	ロ	6.8 ~ 7.5	0 / 12	9.0 ~ 11	0 / 12	10	<0.5 ~ 3.0	1 / 12	1.0	0.8	2 ~ 2300	1 / 12	200	330 ~ 33000	3 / 12	3600	
26	熊川(3)	小井橋	20-013-03	A	ロ	6.6 ~ 7.8	0 / 12	9.0 ~ 13	0 / 12	11	0.5 ~ 2.5	1 / 12	1.0	0.8	1.1	2 ~ 2900	2 / 12	220	130 ~ 33000	3 / 12	3400
27	熊川(3)	太田橋	20-015-01	A	イ	7.5 ~ 8.7	1 / 12	8.8 ~ 12	0 / 12	9.9	<0.5 ~ 0.7	0 / 12	0.5	<0.5	<1 ~ 170	1 / 12	16	33 ~ 13000	5 / 12	2600	
28	熊川(3)	島橋	20-015-01	A	ロ	6.6 ~ 7.5	0 / 12	8.3 ~ 10	0 / 12	9.4	0.5 ~ 3.0	4 / 12	0.5	0.5	1 ~ 2300	1 / 12	190	8 ~ 33000	1 / 12	3000	
29	熊川(3)	鏡川橋	20-038-01	A	イ	7.7 ~ 9.4	5 / 22	8.7 ~ 13	0 / 22	11	<0.5 ~ 1.1	0 / 22	<0.5 ~ 1.0	0.8	0.8	<1 ~ 15	0 / 22	5	110 ~ 33000	15 / 22	6500
30	熊川(3)	水津橋	20-031-51	A	ロ	7.4 ~ 8.9	6 / 12	7.6 ~ 11	0 / 12	9.4	<0.5 ~ 1.7	0 / 12	0.5	0.7	1 ~ 15	0 / 12	4	170 ~ 49000	5 / 12	13000	
31	熊川(3)	新田川橋	20-031-01	A	ロ	7.4 ~ 8.6	1 / 24	9.0 ~ 12	0 / 24	11	<0.5 ~ 1.1	0 / 24	<0.5 ~ 1.1	0.6	0.7	<1 ~ 7	0 / 24	3	330 ~ 33000	17 / 24	6500
32	熊川(3)	早稲田橋	20-045-01	AA	ハ	7.0 ~ 7.6	0 / 12	8.7 ~ 11	0 / 12	10	<0.5 ~ 0.9	0 / 12	0.6	0.6	1 ~ 33	1 / 12	7	4300 ~ 79000	12 / 12	29000	
33	熊川(3)	熊川合流点	20-022-01	AA	イ	7.0 ~ 7.6	0 / 12	8.3 ~ 13	0 / 12	10	<0.5 ~ <0.5	0 / 12	<0.5	<0.5	<1 ~ 28	1 / 12	5	23 ~ 1700	10 / 12	370	
34	熊川(3)	高瀬橋	20-023-01	A	イ	7.2 ~ 8.4	0 / 12	8.7 ~ 11	0 / 12	10	<0.5 ~ 1.0	0 / 12	0.5	0.5	<1 ~ 52	1 / 12	9	240 ~ 33000	7 / 12	5000	
35	熊川(3)	込橋	20-030-01	A	イ	7.0 ~ 8.6	1 / 12	8.5 ~ 14	0 / 12	11	<0.5 ~ 0.8	0 / 12	0.6	0.6	<1 ~ 9	0 / 12	3	330 ~ 79000	10 / 12	15000	

(備考) m:検出限界値を超える検体数 n:検体数 x:検出濃度 MPN/100mL (m.n.xの検出を除外)

平均値:日間平均値の年平均値 x:検出濃度 中央値:75%値:日間平均値の年間の中央値及び95%値

(2) 生活環境項目(全窒素、全磷)

管理番号	水域名 (河川名等)	地点名	地点統一番号	類型	達成期間	採取位置	全窒素			全磷		
							最小値～最大値	m / n	平均値	最小値～最大値	m / n	平均値
1	信濃川上流(1)	大芝橋	20-008-01	—	—	—	2.8 ~ 3.7	4	3.1	0.051 ~ 0.058	4	0.064
2	信濃川上流(2)	日田橋	20-009-01	—	—	—	1.5 ~ 2.0	4	1.7	0.034 ~ 0.056	4	0.044
5	信濃川上流(3)	屋島橋	20-010-03	—	—	—	1.1 ~ 1.7	4	1.4	0.076 ~ 0.13	4	0.095
6	信濃川上流(3)	立ヶ花橋	20-010-02	—	—	—	1.3 ~ 1.7	4	1.5	0.058 ~ 0.14	4	0.093
7	信濃川上流(3)	大関橋	20-010-03	—	—	—	1.1 ~ 1.7	4	1.4	0.091 ~ 0.14	4	0.13
9	相木川	除ヶ下橋	20-036-01	—	—	—	1.1 ~ 1.4	4	1.2	0.024 ~ 0.043	4	0.034
12	湯川	高瀬橋	20-032-01	—	—	—	0.92 ~ 1.3	4	1.1	0.049 ~ 0.067	4	0.060
13	鹿曲川	前田橋	20-040-01	—	—	—	0.71 ~ 1.4	4	1.0	0.072 ~ 0.11	4	0.090
15	依田川	依田橋	20-014-01	—	—	—	0.45 ~ 0.72	4	0.59	0.013 ~ 0.020	4	0.018
17	神川	神川橋	20-029-01	—	—	—	0.99 ~ 1.7	4	1.2	0.035 ~ 0.10	4	0.063
18	浦野川	対影橋	20-041-01	—	—	—	0.90 ~ 1.9	4	1.3	0.075 ~ 0.27	4	0.13
22	鳥居川	鳥居橋(長野市)	20-030-01	—	—	—	0.91 ~ 1.5	4	0.99	0.039 ~ 0.13	4	0.070
24	夜間瀬川	夜間瀬橋	20-021-01	—	—	—	0.45 ~ 0.94	4	0.71	0.032 ~ 0.069	4	0.048
25	榑川	戸棚子橋	20-037-01	—	—	—	0.45 ~ 1.5	4	1.2	0.071 ~ 0.10	4	0.084
26	犀川(1)	島ヶ谷川合流点上	20-011-01	—	—	—	0.14 ~ 0.17	2	0.16	0.003 ~ 0.029	2	0.016
31	犀川(3)	壁橋	20-013-02	—	—	—	0.76 ~ 1.7	4	1.3	0.05 ~ 0.092	4	0.065
32	奈良井川(1)	太田橋	20-015-01	—	—	—	0.26 ~ 0.42	4	0.32	0.013 ~ 0.017	4	0.015
34	鍾川	鍾川橋	20-038-01	—	—	—	0.31 ~ 0.50	2	0.41	0.042 ~ 0.056	2	0.049
36	田川	新田川橋	20-031-01	—	—	—	1.4 ~ 1.7	2	1.6	0.038 ~ 0.046	2	0.042
37	穂高川	早春賦歌碑前	20-043-01	—	—	—	0.94 ~ 0.90	4	0.73	0.026 ~ 0.061	4	0.038
38	高瀬川(1)	鹿島川合流点上	20-022-01	—	—	—	0.21 ~ 0.46	4	0.28	0.008 ~ 0.014	4	0.009
39	高瀬川(2)	高瀬橋	20-023-01	—	—	—	0.50 ~ 1.5	4	1.1	0.016 ~ 0.077	4	0.037
41	麻績川	込路橋	20-063-01	—	—	—	0.71 ~ 1.0	4	0.84	0.016 ~ 0.042	4	0.035
42	裾花川	夢宮橋	20-024-51	—	—	—	0.19 ~ 1.0	4	0.53	0.022 ~ 0.12	4	0.054
43	裾花川	相生橋	20-024-01	—	—	—	0.16 ~ 0.95	4	0.42	0.029 ~ 0.10	4	0.048
44	天竜川	釜口水門	20-004-01	—	—	—	0.47 ~ 4.0	12	1.8	0.016 ~ 0.16	12	0.082
45	天竜川	天白橋	20-004-02	—	—	—	0.90 ~ 1.8	4	1.2	0.032 ~ 0.087	4	0.051
46	天竜川(1)	新橋橋	20-005-01	—	—	—	0.94 ~ 0.94	1	0.94			
47	天竜川(1)	中央橋	20-005-51	—	—	—	1.2 ~ 1.6	4	1.5	0.046 ~ 0.11	4	0.064
48	天竜川(2)	吉瀬ダム上	20-006-01	—	—	—	1.5 ~ 1.5	1	1.5	~		
49	天竜川(3)	宮ヶ瀬橋	20-007-51	—	—	—	0.87 ~ 0.87	1	0.87	~		
50	天竜川(3)	天竜橋	20-007-53	—	—	—	0.92 ~ 1.3	4	1.1	0.059 ~ 0.18	4	0.11
52	天竜川(3)	南宮橋	20-007-54	—	—	—	0.85 ~ 1.0	4	0.96	0.050 ~ 0.15	4	0.095
53	横川川	中央橋	20-042-01	—	—	—	0.43 ~ 0.72	4	0.58	0.013 ~ 0.017	4	0.015
54	三峰川	竜東橋	20-034-01	—	—	—	0.40 ~ 0.72	4	0.53	0.020 ~ 0.28	4	0.11
57	小沢川	小沢ダム	20-018-01	—	—	—	0.14 ~ 0.52	12	0.28	0.006 ~ 0.10	12	0.034
59	松川(2)	永代橋	20-020-01	—	—	—	0.38 ~ 0.79	4	0.58	0.005 ~ 0.010	4	0.008
60	阿知川(黒川含む)	万才大橋下	20-039-01	—	—	—	0.23 ~ 0.44	4	0.30	0.011 ~ 0.014	4	0.013
61	和知野川	和知野川キャンプ場	20-035-01	—	—	—	0.09 ~ 0.27	4	0.16	0.003 ~ 0.013	4	0.007
62	遠山川	折立橋	20-045-01	—	—	—	0.17 ~ 0.33	4	0.24	0.006 ~ 0.033	4	0.015
63	宮川	西茅野大橋	20-025-51	—	—	—	1.2 ~ 2.9	12	1.9	0.021 ~ 0.064	12	0.034
64	宮川	宮川橋(諏訪市)	20-025-01	—	—	—	1.1 ~ 2.6	12	1.7	0.021 ~ 0.066	12	0.035
65	上川	矢ヶ崎橋	20-001-51	—	—	—	0.48 ~ 0.76	12	0.60	0.025 ~ 0.041	12	0.032
66	上川	洪崎橋	20-001-01	—	—	—	0.53 ~ 1.0	12	0.80	0.023 ~ 0.046	12	0.033
67	砥川	鷹の橋	20-002-01	—	—	—	0.32 ~ 0.70	12	0.44	0.007 ~ 0.066	12	0.016
68	横河川	よこかわ川橋	20-003-01	—	—	—	0.30 ~ 0.67	12	0.47	0.009 ~ 0.076	12	0.021
71	木曾川上流	三根橋	20-026-54	—	—	—	0.16 ~ 0.34	4	0.24	0.003 ~ 0.009	4	0.007
72	玉滝川	桑原	20-046-01	—	—	—	0.15 ~ 0.42	4	0.31	0.003 ~ 0.022	4	0.011
75	富士川(1)	武智川合流点上	20-027-51	—	—	—	0.34 ~ 0.39	4	0.36	0.006 ~ 0.028	4	0.017
76	矢作川	桃田橋	20-044-01	—	—	—	0.12 ~ 0.21	4	0.17	<0.003 ~ 0.005	4	0.004
78	姫川(1)	宮本橋	20-017-01	—	—	—	0.26 ~ 0.62	4	0.39	0.022 ~ 0.043	4	0.031
79	中津川上流	切明	20-028-51	—	—	—	0.13 ~ 0.24	3	0.20	0.009 ~ 0.045	3	0.021
80	猪名湖	流出部	20-504-01	—	—	表層	0.31 ~ 0.63	9	0.46	0.008 ~ 0.026	9	0.014
81	女神湖	流出部	20-505-01	—	—	表層	0.16 ~ 0.25	9	0.21	0.007 ~ 0.034	9	0.015
82	大座法師池	流出部	20-506-01	—	—	表層	0.14 ~ 0.46	12	0.23	0.008 ~ 0.027	12	0.016
83	丸池	流出部	20-507-01	—	—	表層	0.14 ~ 0.24	8	0.19	0.025 ~ 0.069	8	0.047
84	琵琶池	流出部	20-508-01	—	—	表層	0.11 ~ 0.20	8	0.17	0.015 ~ 0.044	8	0.032
85	みどり湖	流出部	20-509-01	—	—	表層	0.61 ~ 1.3	12	1.0	0.015 ~ 0.045	12	0.031
86	美鈴湖	流出部	20-510-01	—	—	表層	0.19 ~ 0.30	8	0.25	0.006 ~ 0.024	8	0.012
87	青木湖	流出部	20-511-01	I	イ	表層	0.11 ~ 0.33	12	0.18	<0.003 ~ 0.019	3 / 12	0.005
88	中綱湖	流出部	20-512-01	II	ハ	表層	0.09 ~ 0.27	12	0.20	0.007 ~ 0.011	1 / 12	0.009
89	木崎湖	湖心	20-513-51	II	ハ	表層	0.08 ~ 0.19	8	0.13	0.004 ~ 0.008	0 / 8	0.006
90	木崎湖	流出部	20-513-01	II	ハ	表層	0.08 ~ 0.30	12	0.17	0.005 ~ 0.013	2 / 12	0.008
91	諏訪湖	湖心	20-501-01	IV	ハ	表層	0.43 ~ 0.84	6 / 12	0.60	0.017 ~ 0.051	1 / 12	0.031
92	諏訪湖	初島西	20-501-02	IV	ハ	表層	0.46 ~ 1.2	8 / 12	0.70	0.023 ~ 0.088	3 / 12	0.044
93	諏訪湖	塚間川沖200M	20-501-03	IV	ハ	表層	0.49 ~ 0.75	5 / 12	0.62	0.017 ~ 0.072	1 / 12	0.035
94	白樺湖	流出部	20-502-01	—	—	表層	0.13 ~ 0.28	12	0.20	0.006 ~ 0.025	12	0.017
95	蓼科湖	流出部	20-503-01	—	—	表層	0.09 ~ 0.36	12	0.17	0.019 ~ 0.055	12	0.032
96	野尻湖	水穴	20-514-51	I	ハ	表層	0.05 ~ 0.19	12	0.11	<0.003 ~ 0.006	2 / 12	0.005
97	野尻湖	弁天島西	20-514-01	I	ハ	表層	0.07 ~ 0.17	12	0.11	<0.003 ~ 0.008	2 / 12	0.005
98	野尻湖	湖心	20-514-02	I	ハ	表層	0.06 ~ 0.22	12	0.12	<0.003 ~ 0.007	3 / 12	0.005
100	味噌川ダム貯水池(奥木曾湖)	貯水池内基準点	20-515-01	II	イ	表層	0.06 ~ 0.48	11	0.21	0.004 ~ 0.049	3 / 11	0.014
合計								19 / 473			21 / 470	

(備考) m:環境基準値を超える検体数 n:総検体数 平均値:日間平均値の年平均値 (単位)全窒素、全磷:mg/L(m,nの数値を除く)

(3) 水生生物保全項目(全亜鉛)

整理番号	水域名	地点名	地点統一番号	最小値	最大値	m / n	平均値
1	信濃川上流(1)	大芝橋	20-008-01	0.002	0.005	0 / 4	0.004
2	信濃川上流(2)	臼田橋	20-009-01	<0.001	0.006	0 / 4	0.004
4	信濃川上流(3)	千曲橋	20-010-01	0.003	0.009	0 / 4	0.006
6	信濃川上流(3)	立ヶ花橋	20-010-02	0.001	0.009	0 / 4	0.006
7	信濃川上流(3)	大関橋	20-010-03	0.004	0.01	0 / 4	0.007
10	相木川	枿原橋	20-036-02	<0.001	0.004	0 / 4	0.002
11	相木川	土岩2号橋	20-036-03	<0.001	0.003	0 / 4	0.002
12	湯川	高瀬橋	20-032-01	<0.001	0.006	0 / 4	0.003
13	鹿曲川	前田橋	20-040-01	<0.001	0.006	0 / 4	0.003
15	依田川	依田橋	20-014-01	<0.001	0.002	0 / 4	0.001
17	神川	神川橋	20-029-01	0.003	0.008	0 / 4	0.005
19	浦野川	八幡橋	20-041-02	0.001	0.006	0 / 4	0.004
20	産川	堀川橋	20-041-03	0.002	0.008	0 / 4	0.005
22	鳥居川	鳥居橋(長野市)	20-030-01	0.001	0.017	0 / 1	0.006
24	夜間瀬川	夜間瀬橋	20-021-01	0.002	0.006	0 / 4	0.004
25	樽川	戸那子橋	20-037-01	0.001	0.006	0 / 4	0.004
26	犀川(1)	鳥々谷川合流点上	20-011-01	0.040	0.12	/ 4	0.071
27	犀川(1)	水殿ダム下	20-011-02	0.001	0.004	0 / 4	0.003
28	犀川(2)	倭橋	20-012-01	0.001	0.004	0 / 4	0.003
29	犀川(3)	田沢橋	20-013-01			/	
30	犀川(3)	睡橋	20-013-02			/	
31	犀川(3)	小市橋	20-013-03	0.001	0.005	0 / 4	0.003
32	奈良井川(1)	太田橋	20-015-01	<0.001	<0.001	0 / 4	<0.001
33	奈良井川(2)	島橋	20-016-01	0.003	0.007	0 / 4	0.005
34	鎖川	鎖川橋	20-038-01	0.002	0.003	0 / 4	0.003
35	田川	水神橋	20-031-51	<0.001	0.001	0 / 4	0.001
36	田川	新田川橋	20-031-01	<0.001	0.002	0 / 4	0.002
37	穂高川	早春賦歌碑前	20-043-01	<0.001	<0.001	0 / 4	<0.001
38	高瀬川(1)	鹿島川合流点上	20-022-01	<0.001	0.002	0 / 4	0.001
39	高瀬川(2)	高瀬橋	20-023-01	<0.001	0.002	0 / 4	0.001
40	高瀬川(2)	丹生子橋	20-023-02	0.001	0.003	0 / 4	0.002
41	麻績川	込路橋	20-033-01	<0.001	0.001	0 / 4	0.001
42	裾花川	参宮橋	20-024-51				
43	裾花川	相生橋	20-024-01	<0.001	0.012	0 / 4	0.004
44	天竜川	釜口水門	20-004-01	<0.001	0.005	0 / 4	0.002
45	天竜川	天白橋	20-004-02	0.001	0.006	0 / 4	0.004
46	天竜川(1)	新樋橋	20-005-01	<0.001	0.006	0 / 12	0.002
47	天竜川(1)	中央橋	20-005-51	<0.001	0.003	0 / 4	0.002
48	天竜川(2)	吉瀬ダム上	20-006-01	<0.001	0.007	0 / 12	0.003
49	天竜川(3)	宮ヶ瀬橋	20-007-51				
50	天竜川(3)	天竜橋	20-007-53	0.001	0.005	0 / 4	0.003
51	天竜川(3)	つつじ橋	20-007-01	0.001	0.010	0 / 12	0.003

(備考) m:環境基準値を超える検体数 n:総検体数 平均値:日間平均値の年平均値 (単位) 全亜鉛:mg/L(m,nの数値を除く)

(3) 水生生物保全項目 (ノニルフェノール)

整理番号	水域名	地点名	地点統一番号	最小値	最大値	m / n	平均値
1	信濃川上流(1)	大芝橋	20-008-01	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
2	信濃川上流(2)	臼田橋	20-009-01	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
4	信濃川上流(3)	千曲橋	20-010-01	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
6	信濃川上流(3)	立ヶ花橋	20-010-02	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
7	信濃川上流(3)	大関橋	20-010-03	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
10	相木川	栃原橋	20-036-02	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
11	相木川	土岩2号橋	20-036-03	<0.00006	0.00007	0 / 4	0.00006
12	湯川	高瀬橋	20-032-01	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
13	鹿曲川	前田橋	20-040-01	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
15	依田川	依田橋	20-014-01	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
17	神川	神川橋	20-029-01	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
19	浦野川	八幡橋	20-041-02	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
20	産川	堀川橋	20-041-03	<0.00006	0.00012	0 / 4	0.00008
22	鳥居川	鳥居橋(長野市)	20-030-01	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
24	夜間瀬川	夜間瀬橋	20-021-01	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
25	樽川	戸那子橋	20-037-01	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
26	犀川(1)	島々谷川合流点上	20-011-01			/	
27	犀川(1)	水殿ダム下	20-011-02	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
28	犀川(2)	倭橋	20-012-01	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
29	犀川(3)	田沢橋	20-013-01	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
30	犀川(3)	睦橋	20-013-02	<0.00006	0.00007	0 / 4	0.00006
31	犀川(3)	小市橋	20-013-03	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
32	奈良井川(1)	太田橋	20-015-01	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
33	奈良井川(2)	島橋	20-016-01	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
34	鎖川	鎖川橋	20-038-01	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
35	田川	水神橋	20-031-51	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
36	田川	新田川橋	20-031-01	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
37	穂高川	早春賦歌碑前	20-043-01	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
38	高瀬川(1)	鹿島川合流点上	20-022-01	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
39	高瀬川(2)	高瀬橋	20-023-01	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
40	高瀬川(2)	丹生子橋	20-023-02	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
41	麻績川	込路橋	20-033-01	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
42	裾花川	参宮橋	20-024-51				
43	裾花川	相生橋	20-024-01	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
44	天竜川	釜口水門	20-004-01	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
45	天竜川	天白橋	20-004-02	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
46	天竜川(1)	新樋橋	20-005-01	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
47	天竜川(1)	中央橋	20-005-51			/	
48	天竜川(2)	吉瀬ダム上	20-006-01	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006
49	天竜川(3)	宮ヶ瀬橋	20-007-51			/	
50	天竜川(3)	天竜橋	20-007-53			/	
51	天竜川(3)	つつじ橋	20-007-01	<0.00006	<0.00006	0 / 4	<0.00006

(備考) m:環境基準値を超える検体数 n:総検体数 平均値:日間平均値の年平均値

(単位) ノニルフェノール:mg/L(m,nの数値を除く)

(3) 水生生物保全項目(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)

整理番号	水域名	地点名	地点統一番号	最小値	最大値	m	n	平均値
1	信濃川上流(1)	大芝橋	20-008-01	<0.0006	0.0007	0	4	0.0006
2	信濃川上流(2)	臼田橋	20-009-01	<0.0006	0.0013	0	4	0.0008
4	信濃川上流(3)	千曲橋	20-010-01	<0.0006	0.0009	0	4	0.0007
6	信濃川上流(3)	立ヶ花橋	20-010-02	<0.0006	0.0052	0	4	0.0019
7	信濃川上流(3)	大関橋	20-010-03	0.0008	0.0033	0	4	0.0018
10	相木川	栃原橋	20-036-02	<0.0006	<0.0006	0	4	<0.0006
11	相木川	土岩2号橋	20-036-03	<0.0006	<0.0006	0	4	<0.0006
12	湯川	高瀬橋	20-032-01	<0.0006	<0.0006	0	4	<0.0006
13	鹿曲川	前田橋	20-040-01	<0.0006	0.0015	0	4	0.0008
15	依田川	依田橋	20-014-01	<0.0006	<0.0006	0	4	<0.0006
17	神川	神川橋	20-029-01	<0.0006	0.0027	0	4	0.0011
19	浦野川	八幡橋	20-041-02	<0.0006	<0.0006	0	4	<0.0006
20	産川	堀川橋	20-041-03	<0.0006	0.0029	0	4	0.0018
22	鳥居川	鳥居橋(長野市)	20-030-01	<0.0006	<0.0006	0	4	<0.0006
24	夜間瀬川	夜間瀬橋	20-021-01	<0.0006	0.0007	0	4	0.0006
25	樽川	戸那子橋	20-037-01	<0.0006	<0.0006	0	4	<0.0006
26	犀川(1)	島々谷川合流点上	20-011-01					
27	犀川(1)	水殿ダム下	20-011-02	<0.0006	<0.0006	0	4	<0.0006
28	犀川(2)	倭橋	20-012-01	<0.0006	<0.0006	0	4	<0.0006
29	犀川(3)	田沢橋	20-013-01	<0.0006	0.0019	0	4	0.0009
30	犀川(3)	睦橋	20-013-02	<0.0006	0.0007	0	4	0.0006
31	犀川(3)	小市橋	20-013-03	<0.0006	<0.0006	0	4	<0.0006
32	奈良井川(1)	太田橋	20-015-01	<0.0006	<0.0006	0	4	<0.0006
33	奈良井川(2)	島橋	20-016-01	<0.0006	0.0043	0	4	0.0016
34	鎖川	鎖川橋	20-038-01	<0.0006	0.0014	0	4	0.0009
35	田川	水神橋	20-031-51	<0.0006	0.0040	0	4	0.0015
36	田川	新田川橋	20-031-01	<0.0006	<0.0006	0	4	<0.0006
37	穂高川	早春賦歌碑前	20-043-01	<0.0006	0.0015	0	4	0.0009
38	高瀬川(1)	鹿島川合流点上	20-022-01	<0.0006	<0.0006	0	4	<0.0006
39	高瀬川(2)	高瀬橋	20-023-01	<0.0006	0.0007	0	4	0.0006
40	高瀬川(2)	丹生子橋	20-023-02	<0.0006	0.0095	0	4	0.0035
41	麻績川	込路橋	20-033-01	<0.0006	<0.0006	0	4	<0.0006
42	裾花川	参宮橋	20-024-51					
43	裾花川	相生橋	20-024-01	<0.0006	<0.0006	0	4	<0.0006
44	天竜川	釜口水門	20-004-01	<0.0006	<0.0006	0	4	<0.0006
45	天竜川	天白橋	20-004-02	<0.0006	<0.0006	0	4	<0.0006
46	天竜川(1)	新樋橋	20-005-01	<0.0006	<0.0006	0	4	<0.0006
47	天竜川(1)	中央橋	20-005-51					
48	天竜川(2)	吉瀬ダム上	20-006-01	<0.0006	<0.0006	0	4	<0.0006
49	天竜川(3)	宮ヶ瀬橋	20-007-51					
50	天竜川(3)	天竜橋	20-007-53					
51	天竜川(3)	つつじ橋	20-007-01	<0.0006	<0.0006	0	4	<0.0006

(備考) m:環境基準値を超える検体数 n:総検体数 平均値:日間平均値の年平均値

(単位) 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩:mg/L(m,nの数値を除く)

(4) 健康項目

整理番号	水域名	地点名	地点 統一番号	カドミウム			全シアン			鉛			六価クロム		
				m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
2	信濃川上流(2)	日田橋	20-008-01	0 / 4	<0.0003	<0.0003	0 / 4	<0.1	<0.1	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.02	<0.02
3	信濃川上流(3)	生田	20-010-51	0 / 2	<0.0003	<0.0003	0 / 2	<0.1	<0.1	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	<0.02	<0.02
4	信濃川上流(3)	千曲橋	20-010-01	0 / 2	<0.0003	<0.0003	0 / 2	<0.1	<0.1	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	<0.02	<0.02
6	信濃川上流(3)	立ヶ花橋	20-010-02	0 / 4	<0.0003	<0.0003	0 / 4	<0.1	<0.1	1 / 12	0.013	0.006	0 / 4	<0.02	<0.02
7	信濃川上流(3)	大関橋	20-010-03	0 / 2	<0.0003	<0.0003	0 / 2	<0.1	<0.1	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	<0.02	<0.02
9	相木川	除ヶ下橋	20-036-01	0 / 4	<0.0003	<0.0003	0 / 4	<0.1	<0.1	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.02	<0.02
12	湯川	高瀬橋	20-032-01	0 / 4	<0.0003	<0.0003	0 / 4	<0.1	<0.1	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.02	<0.02
13	鹿曲川	前田橋	20-040-01	0 / 4	<0.0003	<0.0003	0 / 4	<0.1	<0.1	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.02	<0.02
15	依田川	依田橋	20-014-01	0 / 4	<0.0003	<0.0003	0 / 4	<0.1	<0.1	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.02	<0.02
17	神川	神川橋	20-028-01	0 / 4	<0.0003	<0.0003	0 / 4	<0.1	<0.1	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.02	<0.02
18	浦野川	射影橋	20-041-01	0 / 4	<0.0003	<0.0003	0 / 4	<0.1	<0.1	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.02	<0.02
22	鳥居川	鳥居橋 (長野市)	20-080-01	0 / 4	<0.0003	<0.0003	0 / 4	<0.1	<0.1	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.02	<0.02
23	夜間瀬川	天川橋	20-021-51	/			/			/			/		
24	夜間瀬川	夜間瀬橋	20-021-01	0 / 4	<0.0003	<0.0003	0 / 4	<0.1	<0.1	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.02	<0.02
25	樽川	戸那子橋	20-037-01	0 / 4	<0.0003	<0.0003	0 / 4	<0.1	<0.1	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.02	<0.02
28	犀川(2)	倭橋	20-012-01	0 / 2	<0.0003	<0.0003	0 / 2	<0.1	<0.1	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	<0.02	<0.02
29	犀川(3)	田沢橋	20-013-01	0 / 2	<0.0003	<0.0003	0 / 2	<0.1	<0.1	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	<0.02	<0.02
30	犀川(3)	睦橋	20-013-02	0 / 2	<0.0003	<0.0003	0 / 2	<0.1	<0.1	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	<0.02	<0.02
31	犀川(3)	小市橋	20-013-03	0 / 2	<0.0003	<0.0003	0 / 2	<0.1	<0.1	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	<0.02	<0.02
32	奈良井川(1)	太田橋	20-015-01	0 / 4	<0.0003	<0.0003	0 / 4	<0.1	<0.1	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.02	<0.02
33	奈良井川(2)	鳥橋	20-016-01	0 / 2	<0.0003	<0.0003	0 / 2	<0.1	<0.1	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	<0.02	<0.02
34	鏡川	鏡川橋	20-038-01	0 / 2	<0.0003	<0.0003	0 / 2	<0.1	<0.1	0 / 11	<0.005	<0.005	0 / 2	<0.02	<0.02
36	田川	新田川橋	20-031-01	0 / 2	<0.0003	<0.0003	0 / 2	<0.1	<0.1	0 / 12	<0.005	<0.005	0 / 2	<0.02	<0.02
37	穂高川	早春賦歌碑前	20-043-01	0 / 4	<0.0003	<0.0003	0 / 4	<0.1	<0.1	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.02	<0.02
39	高瀬川(2)	高瀬橋	20-023-01	0 / 4	<0.0003	<0.0003	0 / 4	<0.1	<0.1	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.02	<0.02
41	麻績川	込路橋	20-033-01	0 / 4	<0.0003	<0.0003	0 / 4	<0.1	<0.1	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.02	<0.02
42	裾花川	参宮橋	20-024-51	/			/			/			/		
43	裾花川	相生橋	20-024-01	0 / 4	<0.0003	<0.0003	0 / 4	<0.1	<0.1	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.02	<0.02
45	天竜川	天白橋	20-004-02	0 / 4	<0.0003	<0.0003	0 / 4	<0.1	<0.1	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.02	<0.02
46	天竜川(1)	新穂橋	20-005-01	0 / 1	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.1	<0.1	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.02	<0.02
47	天竜川(1)	中央橋	20-005-51	/			/			0 / 2	<0.005	<0.005	/		
48	天竜川(2)	吉瀬ダム上	20-006-01	0 / 1	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.1	<0.1	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.02	<0.02
49	天竜川(3)	宮ヶ瀬橋	20-007-51	/			/			0 / 2	<0.005	<0.005	/		
50	天竜川(3)	天竜橋	20-007-53	/			/			0 / 2	<0.005	<0.005	/		

(備考) m : 環境基準値を超える検体数 n : 総検体数 平均値 : 測定値の年平均値
(単位) 全項目 : mg/L (m、nの値を除く。)

(4) 健康項目 (続き)

観測番号	水域名	地点名	地点 統一番号	砒素			総水銀			アルキル水銀			PCB		
				m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
2	信濃川上流 (2)	日田橋	20-009-01	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	/			/		
3	信濃川上流 (3)	生田	20-010-51	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	<0.0005	<0.0005	/			0 / 1	<0.0005	<0.0005
4	信濃川上流 (3)	千曲橋	20-010-01	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	<0.0005	<0.0005	/			0 / 1	<0.0005	<0.0005
6	信濃川上流 (3)	立ヶ花橋	20-010-02	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	/			0 / 1	<0.0005	<0.0005
7	信濃川上流 (3)	大関橋	20-010-03	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	<0.0005	<0.0005	/			0 / 1	<0.0005	<0.0005
9	相木川	除ヶ下橋	20-036-01	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	/			/		
12	湯川	高瀬橋	20-082-01	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	/			/		
13	鹿曲川	前田橋	20-040-01	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	/			/		
15	依田川	依田橋	20-014-01	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	/			/		
17	神川	神川橋	20-029-01	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	/			/		
18	浦野川	刈影橋	20-041-01	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	/			/		
22	鳥居川	鳥居橋 (長野市)	20-030-01	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	/			/		
23	夜間瀬川	天川橋	20-021-51	12 / 12	0.092	0.040	/			/			/		
24	夜間瀬川	夜間瀬橋	20-021-01	12 / 12	0.060	0.040	0 / 4	<0.0005	<0.0005	/			/		
25	樽川	戸那子橋	20-037-01	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	/			/		
28	犀川 (2)	倭橋	20-012-01	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	<0.0005	<0.0005	/			0 / 1	<0.0005	<0.0005
29	犀川 (3)	田沢橋	20-013-01	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	<0.0005	<0.0005	/			0 / 1	<0.0005	<0.0005
30	犀川 (3)	睦橋	20-013-02	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	<0.0005	<0.0005	/			0 / 1	<0.0005	<0.0005
31	犀川 (3)	小市橋	20-013-03	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	<0.0005	<0.0005	/			0 / 1	<0.0005	<0.0005
32	奈良井川 (1)	太田橋	20-015-01	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	/			/		
33	奈良井川 (2)	島橋	20-016-01	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	<0.0005	<0.0005	/			0 / 1	<0.0005	<0.0005
34	鎖川	鎖川橋	20-038-01	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	<0.0005	<0.0005	/			/		
36	田川	新田川橋	20-031-01	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	<0.0005	<0.0005	/			/		
37	穂高川	早春賦歌碑前	20-043-01	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	/			/		
39	高瀬川 (2)	高瀬橋	20-023-01	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	/			/		
41	麻績川	込路橋	20-033-01	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	/			/		
42	裾花川	参宮橋	20-024-51	/			/			/			/		
43	裾花川	相生橋	20-024-01	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	/			/		
45	天竜川	天白橋	20-004-02	0 / 4	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	/			/		
46	天竜川 (1)	新種橋	20-005-01	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	/			0 / 1	<0.0005	<0.0005
47	天竜川 (1)	中央橋	20-005-51	0 / 2	<0.005	<0.005	/			/			/		
48	天竜川 (2)	吉瀬ダム上	20-006-01	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	/			0 / 1	<0.0005	<0.0005
49	天竜川 (3)	宮ヶ瀬橋	20-007-51	0 / 2	<0.005	<0.005	/			/			/		
50	天竜川 (3)	天竜橋	20-007-53	0 / 2	<0.005	<0.005	/			/			/		

(備考) m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数 平均値: 測定値の年平均値
(単位) 全項目: mg/L (m、n の値を除く。)

(4) 健康項目 (続き)

観測番号	水域名	地点名	地点統一番号	ジクロロメタン		四塩化炭素		1,2-ジクロロエタン		1,1-ジクロロエチレン					
				m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
2	信濃川上流 (2)	日田橋	20-009-01	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0004	<0.0004	0 / 4	<0.01	<0.01
3	信濃川上流 (3)	生田	20-010-51	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0004	<0.0004	0 / 1	<0.01	<0.01
4	信濃川上流 (3)	千曲橋	20-010-01	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0004	<0.0004	0 / 1	<0.01	<0.01
6	信濃川上流 (3)	立ヶ花橋	20-010-02	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0004	<0.0004	0 / 1	<0.01	<0.01
7	信濃川上流 (3)	大間橋	20-010-03	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0004	<0.0004	0 / 1	<0.01	<0.01
9	相木川	除ヶ下橋	20-036-01	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0004	<0.0004	0 / 4	<0.01	<0.01
12	湯川	高瀬橋	20-032-01	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0004	<0.0004	0 / 4	<0.01	<0.01
13	鹿曲川	前田橋	20-040-01	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0004	<0.0004	0 / 4	<0.01	<0.01
15	依田川	依田橋	20-014-01	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0004	<0.0004	0 / 4	<0.01	<0.01
17	神川	神川橋	20-020-01	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0004	<0.0004	0 / 4	<0.01	<0.01
18	浦野川	対影橋	20-041-01	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0004	<0.0004	0 / 4	<0.01	<0.01
22	鳥居川	鳥居橋 (長野市)	20-030-01	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0004	<0.0004	0 / 4	<0.01	<0.01
23	夜間瀬川	天川橋	20-021-51	/			/			/			/		
24	夜間瀬川	夜間瀬橋	20-021-01	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0004	<0.0004	0 / 4	<0.01	<0.01
25	樽川	戸那子橋	20-037-01	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0004	<0.0004	0 / 4	<0.01	<0.01
28	犀川 (2)	倭橋	20-012-01	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0004	<0.0004	0 / 1	<0.01	<0.01
29	犀川 (3)	田沢橋	20-013-01	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0004	<0.0004	0 / 1	<0.01	<0.01
30	犀川 (3)	睡橋	20-013-02	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0004	<0.0004	0 / 1	<0.01	<0.01
31	犀川 (3)	小市橋	20-013-03	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0004	<0.0004	0 / 1	<0.01	<0.01
32	奈良井川 (1)	太田橋	20-015-01	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0004	<0.0004	0 / 4	<0.01	<0.01
33	奈良井川 (2)	鳥橋	20-016-01	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0004	<0.0004	0 / 1	<0.01	<0.01
34	鎖川	鎖川橋	20-038-01	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.01	<0.01
36	田川	新田川橋	20-031-01	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.01	<0.01
37	穂高川	早春賦歌碑前	20-043-01	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0004	<0.0004	0 / 4	<0.01	<0.01
39	高瀬川 (2)	高瀬橋	20-023-01	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0004	<0.0004	0 / 4	<0.01	<0.01
41	麻績川	込路橋	20-033-01	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0004	<0.0004	0 / 4	<0.01	<0.01
42	裾花川	参宮橋	20-024-51	/			/			/			/		
43	裾花川	相生橋	20-024-01	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0004	<0.0004	0 / 4	<0.01	<0.01
45	天竜川	天白橋	20-004-02	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0004	<0.0004	0 / 4	<0.01	<0.01
46	天竜川 (1)	新樋橋	20-005-01	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0004	<0.0004	0 / 1	<0.01	<0.01
47	天竜川 (1)	中央橋	20-005-51	/			/			/			/		
48	天竜川 (2)	吉瀬ダム上	20-006-01	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0004	<0.0004	0 / 1	<0.01	<0.01
49	天竜川 (3)	宮ヶ瀬橋	20-007-51	/			/			/			/		
50	天竜川 (3)	天竜橋	20-007-53	/			/			/			/		

(備考) m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数 平均値: 測定値の年平均値
(単位) 全項目: mg/L (m、nの値を除く。)

(4) 健康項目 (続き)

観測 番号	水域名	地点名	地点 統番号	シス-1,2-ジクロロエチレン			1,1,1-トリクロロエタン			1,1,2-トリクロロエタン			トリクロロエチレン		
				m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
2	信濃川上流(2)	白田橋	20-009-01	0 / 4	<0.004	<0.004	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.001	<0.001
3	信濃川上流(3)	生田	20-010-51	0 / 1	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.001	<0.001
4	信濃川上流(3)	千曲橋	20-010-01	0 / 1	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.001	<0.001
6	信濃川上流(3)	立ヶ花橋	20-010-02	0 / 1	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.001	<0.001
7	信濃川上流(3)	大関橋	20-010-03	0 / 1	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.001	<0.001
9	相木川	除ヶ下橋	20-096-01	0 / 4	<0.004	<0.004	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.001	<0.001
12	湯川	高瀬橋	20-092-01	0 / 4	<0.004	<0.004	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.001	<0.001
13	鹿曲川	前田橋	20-040-01	0 / 4	<0.004	<0.004	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.001	<0.001
15	依田川	依田橋	20-014-01	0 / 4	<0.004	<0.004	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.001	<0.001
17	神川	神川橋	20-029-01	0 / 4	<0.004	<0.004	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.001	<0.001
18	浦野川	対影橋	20-041-01	0 / 4	<0.004	<0.004	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.001	<0.001
22	鳥居川	鳥居橋 (長野市)	20-090-01	0 / 4	<0.004	<0.004	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.001	<0.001
23	夜間瀬川	天川橋	20-021-51	/			/			/			/		
24	夜間瀬川	夜間瀬橋	20-021-01	0 / 4	<0.004	<0.004	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.001	<0.001
25	樽川	戸那子橋	20-037-01	0 / 4	<0.004	<0.004	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.001	<0.001
28	犀川(2)	倭橋	20-012-01	0 / 1	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.001	<0.001
29	犀川(3)	田沢橋	20-013-01	0 / 1	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.001	<0.001
30	犀川(3)	陸橋	20-013-02	0 / 1	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.001	<0.001
31	犀川(3)	小市橋	20-013-03	0 / 1	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.001	<0.001
32	奈良井川(1)	太田橋	20-015-01	0 / 4	<0.004	<0.004	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.001	<0.001
33	奈良井川(2)	鳥橋	20-016-01	0 / 1	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.001	<0.001
34	鏡川	鏡川橋	20-038-01	0 / 2	<0.004	<0.004	0 / 2	<0.0005	<0.0005	0 / 2	<0.0006	<0.0006	0 / 2	<0.001	<0.001
36	田川	新田川橋	20-031-01	0 / 2	<0.004	<0.004	0 / 2	<0.0005	<0.0005	0 / 2	<0.0006	<0.0006	0 / 2	<0.001	<0.001
37	穂高川	早春読歌碑前	20-043-01	0 / 4	<0.004	<0.004	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.001	<0.001
39	高瀬川(2)	高瀬橋	20-023-01	0 / 4	<0.004	<0.004	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.001	<0.001
41	麻績川	込路橋	20-033-01	0 / 4	<0.004	<0.004	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.001	<0.001
42	裾花川	参宮橋	20-024-51	/			/			/			/		
43	裾花川	相生橋	20-024-01	0 / 4	<0.004	<0.004	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.001	<0.001
45	天竜川	天白橋	20-004-02	0 / 4	<0.004	<0.004	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.001	<0.001
46	天竜川(1)	新樋橋	20-005-01	0 / 1	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.001	<0.001
47	天竜川(1)	中央橋	20-005-51	/			/			/			/		
48	天竜川(2)	吉瀬ダム上	20-006-01	0 / 1	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.001	<0.001
49	天竜川(3)	宮ヶ瀬橋	20-007-51	/			/			/			/		
50	天竜川(3)	天竜橋	20-007-53	/			/			/			/		

(備考) m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数 平均値: 測定値の年平均値
(単位) 全項目: mg/L (m、nの値を除く。)

(4) 健康項目 (続き)

監視 番号	水域名	地点名	地点 統一番号	テトラクロロエチレン			1,3-ジクロロプロペン			チウラム			シマジン		
				m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
2	信濃川上流 (2)	日田橋	20-009-01	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0003	<0.0003
3	信濃川上流 (3)	生田	20-010-51	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0003	<0.0003
4	信濃川上流 (3)	千曲橋	20-010-01	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0003	<0.0003
6	信濃川上流 (3)	立ヶ花橋	20-010-02	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0003	<0.0003
7	信濃川上流 (3)	大関橋	20-010-03	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0003	<0.0003
9	相木川	除ヶ下橋	20-036-01	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0003	<0.0003
12	湯川	高瀬橋	20-032-01	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0003	<0.0003
13	鹿曲川	前田橋	20-040-01	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0003	<0.0003
15	依田川	依田橋	20-014-01	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0003	<0.0003
17	神川	神川橋	20-029-01	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0003	<0.0003
18	浦野川	対影橋	20-041-01	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0003	<0.0003
22	鳥居川	鳥居橋 (長野市)	20-030-01	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0003	<0.0003
23	夜間瀬川	天川橋	20-021-51	/			/			/			/		
24	夜間瀬川	夜間瀬橋	20-021-01	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0003	<0.0003
25	樽川	戸那子橋	20-037-01	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0003	<0.0003
28	犀川 (2)	倭橋	20-012-01	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0003	<0.0003
29	犀川 (3)	田沢橋	20-013-01	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0003	<0.0003
30	犀川 (3)	陸橋	20-013-02	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0003	<0.0003
31	犀川 (3)	小市橋	20-013-03	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0003	<0.0003
32	奈良井川 (1)	太田橋	20-015-01	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0003	<0.0003
33	奈良井川 (2)	鳥橋	20-016-01	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0003	<0.0003
34	鎖川	鎖川橋	20-038-01	0 / 2	<0.0005	<0.0005	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0003	<0.0003
36	田川	新田川橋	20-031-01	0 / 2	<0.0005	<0.0005	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0003	<0.0003
37	穂高川	早春賦歌碑前	20-043-01	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0003	<0.0003
39	高瀬川 (2)	高瀬橋	20-023-01	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0003	<0.0003
41	麻績川	込路橋	20-033-01	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0003	<0.0003
42	裾花川	参宮橋	20-024-51	/			/			/			/		
43	裾花川	相生橋	20-024-01	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0003	<0.0003
45	天竜川	天白橋	20-004-02	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0003	<0.0003
46	天竜川 (1)	新橋橋	20-005-01	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0003	<0.0003
47	天竜川 (1)	中央橋	20-005-51	/			/			/			/		
48	天竜川 (2)	吉瀬ダム上	20-006-01	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0003	<0.0003
49	天竜川 (3)	宮ヶ瀬橋	20-007-51	/			/			/			/		
50	天竜川 (3)	天竜橋	20-007-53	/			/			/			/		

(備考) m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数 平均値: 測定値の年平均値
(単位) 全項目: mg/L (m、nの値を除く。)

(4) 健康項目 (続き)

監視番号	水域名	地点名	地点 統一番号	チオベンカルブ			ベンゼン			セレン			硝酸性窒素		
				m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
2	信濃川上流 (2)	日田橋	20-009-01	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.001	<0.001	0 / 4	<0.002	<0.002	/ 4	1.9	1.6
3	信濃川上流 (3)	生田	20-010-51	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	/ 4	1.5	1.2
4	信濃川上流 (3)	千曲橋	20-010-01	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	/ 4	1.5	1.2
5	信濃川上流 (3)	立ヶ花橋	20-010-02	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	/ 4	1.3	1.1
7	信濃川上流 (3)	大関橋	20-010-03	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	/ 4	1.4	1.1
9	相木川	除ヶ下橋	20-036-01	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.001	<0.001	0 / 4	<0.002	<0.002	/ 4	1.3	1.1
12	湯川	高瀬橋	20-032-01	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.001	<0.001	0 / 4	<0.002	<0.002	/ 4	0.90	0.84
13	鹿川	前田橋	20-040-01	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.001	<0.001	0 / 4	<0.002	<0.002	/ 4	0.80	0.66
15	依田川	依田橋	20-014-01	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.001	<0.001	0 / 4	<0.002	<0.002	/ 4	0.54	0.45
17	神川	神川橋	20-029-01	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.001	<0.001	0 / 4	<0.002	<0.002	/ 4	1.2	0.97
18	浦野川	対影橋	20-041-01	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.001	<0.001	0 / 4	<0.002	<0.002	/ 4	1.1	0.88
22	鳥居川	鳥居橋 (長野市)	20-030-01	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.001	<0.001	0 / 4	<0.002	<0.002	/ 4	1.2	0.56
23	夜間瀬川	天川橋	20-021-51	/			/			/			/		
24	夜間瀬川	夜間瀬橋	20-021-01	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.001	<0.001	0 / 4	<0.002	<0.002	/ 4	0.76	0.46
25	樽川	戸那子橋	20-037-01	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.001	<0.001	0 / 4	<0.002	<0.002	/ 4	0.87	0.58
28	犀川 (2)	倭橋	20-012-01	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	/ 4	0.17	0.16
29	犀川 (3)	田沢橋	20-013-01	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	/ 4	1.2	1.0
30	犀川 (3)	睦橋	20-013-02	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	/ 4	1.3	1.1
31	犀川 (3)	小市橋	20-013-03	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	/ 4	1.2	0.98
32	奈良井川 (1)	太田橋	20-015-01	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.001	<0.001	0 / 4	<0.002	<0.002	/ 4	0.34	0.25
33	奈良井川 (2)	島橋	20-016-01	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	/ 4	1.8	1.4
34	鎖川	鎖川橋	20-038-01	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.001	<0.001	0 / 2	<0.002	<0.002	/ 2	0.36	0.26
36	田川	新田川橋	20-031-01	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.001	<0.001	0 / 2	<0.002	<0.002	/ 2	1.5	1.5
37	穂高川	早春賦歌碑前	20-043-01	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.001	<0.001	0 / 4	<0.002	<0.002	/ 4	0.59	0.53
39	高瀬川 (2)	高瀬橋	20-023-01	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.001	<0.001	0 / 4	<0.002	<0.002	/ 4	1.0	0.65
41	麻績川	込路橋	20-033-01	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.001	<0.001	0 / 4	<0.002	<0.002	/ 4	0.85	0.64
42	裾花川	参宮橋	20-024-51	/			/			/			/		
43	裾花川	相生橋	20-024-01	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.001	<0.001	0 / 4	<0.002	<0.002	/ 4	0.58	0.20
45	天竜川	天白橋	20-004-02	0 / 4	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.001	<0.001	0 / 4	<0.002	<0.002	/ 4	1.2	0.91
46	天竜川 (1)	新樋橋	20-006-01	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	/ 4	0.96	0.87
47	天竜川 (1)	中央橋	20-006-51	/			/			/			/		
48	天竜川 (2)	吉瀬ダム上	20-006-01	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	/ 4	1.0	0.95
49	天竜川 (3)	宮ヶ瀬橋	20-007-51	/			/			/			/		
50	天竜川 (3)	天竜橋	20-007-53	/			/			/			/		

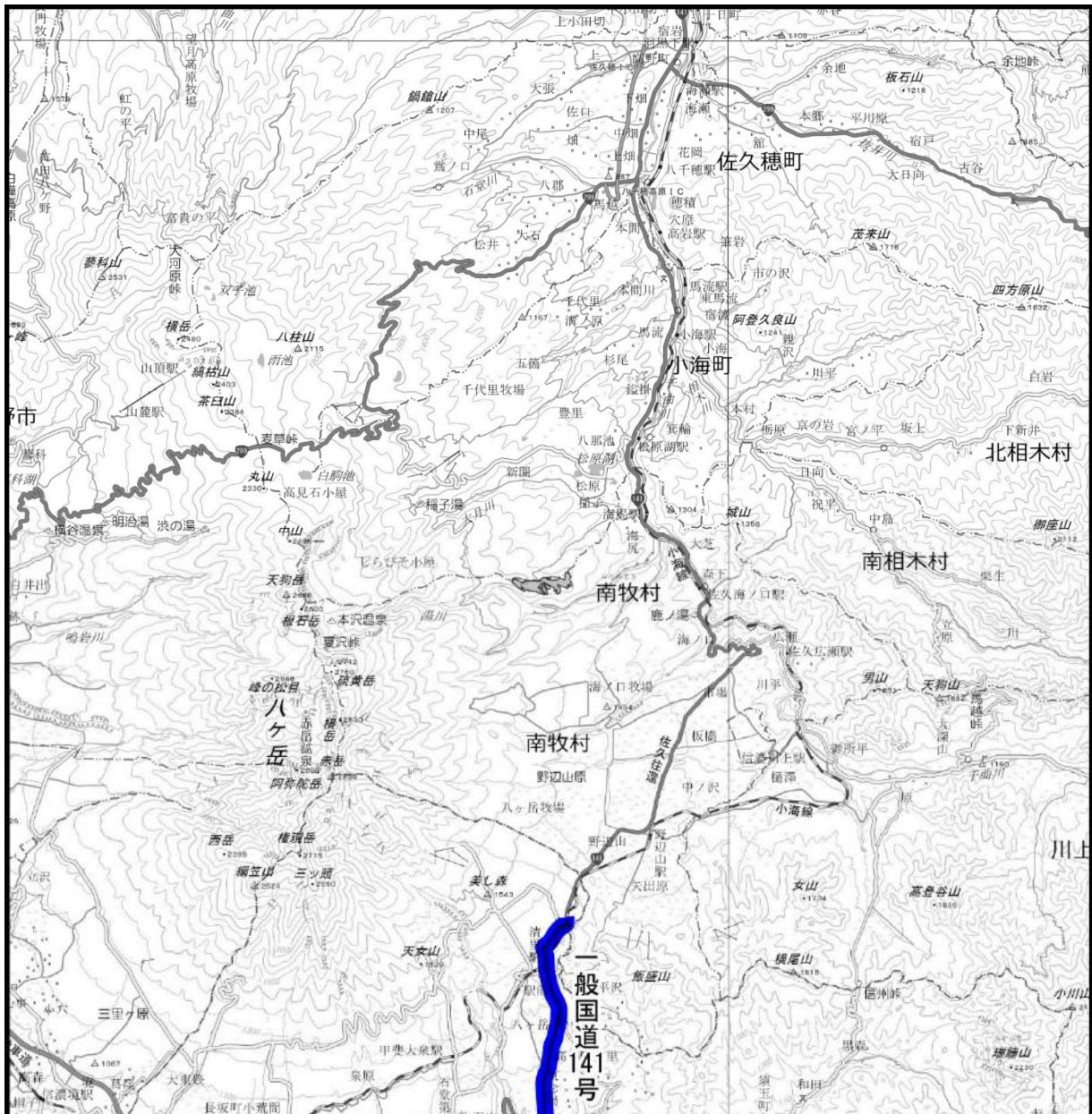
(備考) m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数 平均値: 測定値の年平均値
(単位) 全項目: mg/L (m、nの値を除く。)

(4) 健康項目 (続き)

測理番号	水域名	地点名	地点 統一番号	亜硝酸性窒素			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			ふっ素			ほう素			1,4-ジオキサン		
				m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
2	巨瀬川上流(2)	日田橋	20-009-01	/ 4	<0.02	<0.02	0 / 4	1.9	1.6	0 / 4	0.08	0.08	0 / 4	0.04	0.03	0 / 4	<0.005	<0.005
3	巨瀬川上流(3)	生田	20-010-51	/ 4	0.02	0.02	0 / 4	1.5	1.2	0 / 1	0.12	0.12	0 / 1	0.03	0.03	0 / 1	<0.005	<0.005
4	巨瀬川上流(3)	千曲橋	20-010-01	/ 4	0.04	0.04	0 / 4	1.5	1.2	0 / 1	0.11	0.11	0 / 1	0.04	0.04	0 / 1	<0.005	<0.005
6	巨瀬川上流(3)	立ヶ花橋	20-010-02	/ 4	0.03	0.03	0 / 4	1.3	1.1	0 / 1	0.16	0.16	0 / 1	0.08	0.08	0 / 1	<0.005	<0.005
7	巨瀬川上流(3)	大関橋	20-010-03	/ 4	0.04	0.03	0 / 4	1.4	1.1	0 / 1	0.16	0.16	0 / 1	0.09	0.09	0 / 1	<0.005	<0.005
9	相木川	除ヶ下橋	20-006-01	/ 4	<0.02	<0.02	0 / 4	1.3	1.1	0 / 4	0.09	0.08	0 / 4	0.02	0.02	0 / 4	<0.005	<0.005
12	湯川	高瀬橋	20-032-01	/ 4	<0.02	<0.02	0 / 4	0.92	0.86	0 / 4	0.16	0.15	0 / 4	0.17	0.15	0 / 4	<0.005	<0.005
13	鹿曲川	前田橋	20-040-01	/ 4	<0.02	<0.02	0 / 4	0.82	0.68	0 / 4	0.10	0.09	0 / 4	0.07	0.05	0 / 4	<0.005	<0.005
15	依田川	依田橋	20-014-01	/ 4	<0.02	<0.02	0 / 4	0.56	0.47	0 / 4	<0.08	<0.08	0 / 4	0.03	0.02	0 / 4	<0.005	<0.005
17	神川	神川橋	20-029-01	/ 4	<0.02	<0.02	0 / 4	1.2	0.98	0 / 4	<0.08	<0.08	0 / 4	0.08	0.07	0 / 4	<0.005	<0.005
18	浦野川	対影橋	20-041-01	/ 4	0.02	0.02	0 / 4	1.1	0.89	0 / 4	0.13	0.11	0 / 4	0.04	0.03	0 / 4	<0.005	<0.005
22	鳥居川	鳥居橋 (長野市)	20-030-01	/ 4	0.02	0.02	0 / 4	1.2	0.58	0 / 4	0.08	0.08	0 / 4	0.64	0.47	0 / 4	<0.005	<0.005
23	夜間瀬川	天川橋	20-021-51	/			/			/			/			/		
24	夜間瀬川	夜間瀬橋	20-021-01	/ 4	0.02	0.02	0 / 4	0.78	0.48	0 / 4	0.19	0.13	1 / 4	1.2	0.89	0 / 4	<0.005	<0.005
25	樽川	戸那子橋	20-037-01	/ 4	0.03	0.02	0 / 4	0.89	0.60	0 / 4	<0.08	<0.08	0 / 4	0.06	0.05	0 / 4	<0.005	<0.005
28	犀川(2)	倭橋	20-012-01	/ 4	<0.02	<0.02	0 / 4	0.19	0.18	0 / 1	0.12	0.12	0 / 1	<0.02	<0.02	0 / 1	<0.005	<0.005
29	犀川(3)	田沢橋	20-013-01	/ 4	0.05	0.04	0 / 4	1.3	1.1	0 / 1	0.11	0.11	0 / 1	<0.02	<0.02	0 / 1	<0.005	<0.005
30	犀川(3)	睦橋	20-013-02	/ 4	0.02	0.02	0 / 4	1.3	1.1	0 / 1	0.16	0.16	0 / 1	0.02	0.02	0 / 1	<0.005	<0.005
31	犀川(3)	小市橋	20-013-03	/ 4	0.03	0.02	0 / 4	1.2	0.98	0 / 1	0.18	0.18	0 / 1	0.02	0.02	0 / 1	<0.005	<0.005
32	奈良井川(1)	太田橋	20-015-01	/ 4	<0.02	<0.02	0 / 4	0.36	0.27	0 / 4	<0.08	<0.08	0 / 4	<0.02	<0.02	0 / 4	<0.005	<0.005
33	奈良井川(2)	鳥橋	20-016-01	/ 4	0.09	0.06	0 / 4	1.9	1.5	0 / 1	0.1	0.1	0 / 1	0.02	0.02	0 / 1	<0.005	<0.005
34	鎖川	鎖川橋	20-038-01	/ 2	0.04	0.03	0 / 2	0.41	0.30	0 / 2	0.08	0.08	0 / 2	0.02	0.02	0 / 2	<0.005	<0.005
36	田川	新田川橋	20-031-01	/ 2	<0.02	<0.02	0 / 2	1.6	1.5	0 / 2	<0.08	<0.08	0 / 2	0.04	0.03	0 / 2	<0.005	<0.005
37	穂高川	早春賦歌碑前	20-043-01	/ 4	<0.02	<0.02	0 / 4	0.61	0.55	0 / 4	0.32	0.24	0 / 4	0.04	0.03	0 / 4	<0.005	<0.005
39	高瀬川(2)	高瀬橋	20-023-01	/ 4	0.03	0.02	0 / 4	1.0	0.66	0 / 4	0.43	0.32	0 / 4	0.13	0.07	0 / 4	<0.005	<0.005
41	麻績川	込路橋	20-033-01	/ 4	<0.02	<0.02	0 / 4	0.87	0.66	0 / 4	0.15	0.13	0 / 4	0.04	0.03	0 / 4	<0.005	<0.005
42	裾花川	参宮橋	20-024-51	/			/			/			/			/		
43	裾花川	相生橋	20-024-01	/ 4	<0.02	<0.02	0 / 4	0.60	0.22	0 / 4	0.12	0.09	0 / 4	0.58	0.24	0 / 4	<0.005	<0.005
45	天竜川	天白橋	20-004-02	/ 4	0.01	0.03	0 / 4	1.2	0.92	0 / 4	0.14	0.11	0 / 4	0.18	0.14	0 / 4	<0.005	<0.005
46	天竜川(1)	新樋橋	20-006-01	/ 4	0.03	0.02	0 / 4	0.99	0.89	0 / 2	0.09	0.09	0 / 2	0.14	0.10	0 / 2	<0.005	<0.005
47	天竜川(1)	中央橋	20-006-51	/			/			/			/			/		
48	天竜川(2)	吉瀬ダム上	20-006-01	/ 4	<0.02	<0.02	0 / 4	1.0	0.97	0 / 2	<0.08	<0.08	0 / 2	0.06	0.05	0 / 2	<0.005	<0.005
49	天竜川(3)	宮ヶ瀬橋	20-007-51	/			/			/			/			/		
50	天竜川(3)	天竜橋	20-007-53	/			/			/			/			/		

(備考) m : 環境基準値を超える検体数 n : 総検体数 平均値 : 測定値の年平均値
(単位) 全項目 : mg/L (m、nの値を除く。)

(3) 騒音



凡例

○ : 対象事業実施区域

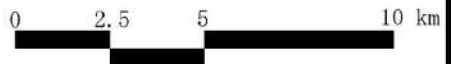
自動車騒音環境基準達成状況 (%)

- : 95~100
- : 80~95
- : 60~80
- : ~60

注: 本図に表示の評価区間は、全区間を表示したものではない。



Scale 1:200,000



出典: 「環境展望台 自動車騒音の常時監視結果」
(国立環境研究所HP 閲覧: 令和4年4月)

2.27 騒音規制法

2.27.1 判定基準

- (4)-イ 騒音規制法（昭和43年 法律第98号）第17条第1項の限度を超えている地域が存在すると判断され、かつ、当該第2種事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

表 2.27-1 騒音規制法 第17条第1項

(測定に基づく要請及び意見)

第十七条 市町村長は、第二十一条の二の測定を行った場合において、指定地域内における自動車騒音が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

2.27.2 判定資料及び文献

- ・「騒音規制法の概要」（長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月）

2.27.3 判定結果

騒音規制法第十七条第一項では、指定地域内における自動車騒音が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものであるとしている。

長野県による町村の指定地域は都市計画法に基づく用途地域の指定のある地域であり、都市計画区域外に位置する対象事業実施区域は、指定地域に該当しない。

2.28 振動規制法

2.28.1 判定基準

- (4)-ウ 振動規制法（昭和51年 法律第64号）第16条第1項の限度を超えている地域が存在すると判断され、かつ、当該第2種事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

表 2.28-1 振動規制法 第16条第1項

<p>(測定に基づく要請)</p> <p>第十六条 市町村長は、第十九条の測定を行つた場合において、指定地域内における道路交通振動が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。</p>
--

2.28.2 判定資料及び文献

- ・「振動規制法の概要」（長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月）

2.28.3 判定結果

振動規制法第十六条第一項では、指定地域内における道路交通振動が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、道路管理者に対し、該当道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置をとるべきことを要請し、または都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとしている。

長野県による町村の指定地域は都市計画法に基づく用途地域の指定のある地域であり、都市計画区域外に位置する対象事業実施区域は、指定地域に該当しない。

2.29 地盤沈下発生地域

2.29.1 判定基準

- (4)-エ 相当範囲にわたる地盤の沈下が発生している地域が存在すると判断され、かつ、当該第2種事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

2.29.2 判定資料及び文献

- ・「令和2年度 全国の地盤沈下地域の概況」（令和4年3月 環境省 水・大気環境局）

2.29.3 判定結果

判定資料によれば、長野県には直近5年間（平成28年度～令和2年度）に地盤沈下測定のための水準測量が1回以上実施された地域はないことから、対象事業実施区域は判定基準となる地域には該当しない。

2. 全国の地盤沈下の状況

(1) 令和2年度に地盤沈下の測定のための水準測量が実施された地域

令和2年度アンケート結果によれば、地盤沈下を測定するために水準測量が実施された地域は、22都道府県28地域である。

表2 令和2年度に地盤沈下の測定のための水準測量が実施された地域

都道府県	地域	都道府県	地域	都道府県	地域	都道府県	地域	都道府県	地域
北海道	石狩平野	茨城県	関東平野	東京都	関東平野南部	石川県	金沢平野	兵庫県	豊岡盆地
青森県	八戸	栃木県	関東平野	神奈川県	関東平野南部	山梨県	甲府盆地	高知県	高知平野
宮城県	気仙沼	群馬県	関東平野	新潟県	新潟平野	岐阜県	濃尾平野	福岡県	筑後佐賀平野
	古川	埼玉県	関東平野		長岡	愛知県	濃尾平野	佐賀県	筑後佐賀平野
山形県	山形盆地	千葉県	関東平野南部		南魚沼	三重県	濃尾平野		
	米沢盆地		九十九里平野		高田平野				

(2) 令和2年度の全国の地盤沈下の状況

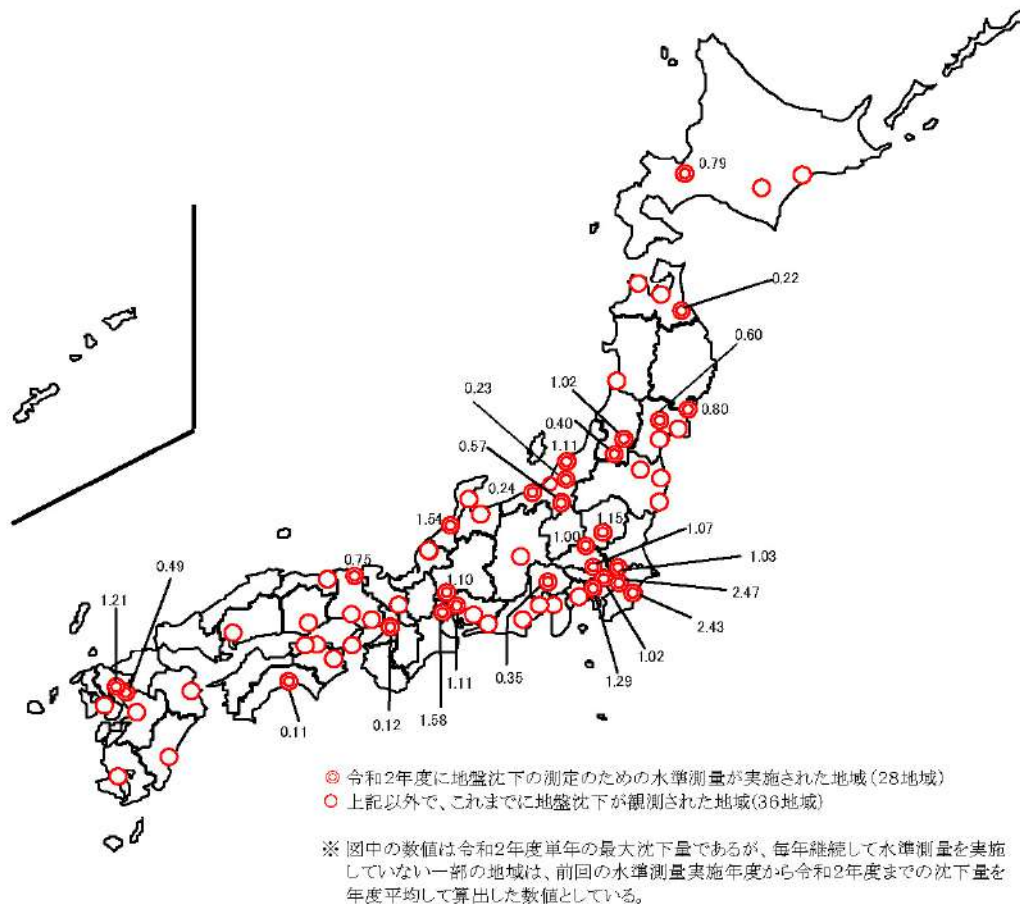


図1 令和2年度の全国の地盤沈下の状況 (cm/年) ※

(3) 直近5年間の累積沈下量の状況



図2 直近5年間の累積沈下量（cm）※